

令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和4年12月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時47分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 町 長 山 岡 敦                   | 副 町 長 山 縣 幸 洋           |
| 教 育 長 山 部 英 之               | 総 合 政 策 監 安 部 正 和       |
| 総 務 防 災 課 長 堀 賢 一           | 企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治     |
| 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹             | 健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一   |
| 福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子       | 産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正     |
| 建 設 課 長 渡 邊 孝 一             | 上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志     |
| 教 育 課 長 藤 原 徳 忠             | 矢 掛 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆   |
| 会 計 管 理 者 稲 田 欽 也           | 矢 掛 寮 長 西 山 弘 之         |
| 総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士     | 企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘 |
| 企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎 |                         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文      書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 発議第3号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

日程第5 議案第63号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第64号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第68号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第69号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町農業振興対策基金条例制定について

議案第71号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について

議案第72号 字の区域及び名称変更について

議案第73号 町道の路線廃止について

議案第74号 町道の路線認定について

議案第75号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第76号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第77号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第79号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

議案第80号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和4年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

~~~~~

○議長（花川大志君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

~~~~~

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

私自身、５月に町長就任以来、半年が経過いたしておりますが、この間、議員の皆様をはじめ町民の皆様方には、一方ならぬ御理解と御支援をいただいておりますこと、まずもって心から感謝申し上げます。町民の皆様との対話を重視し、ニーズにお応えし、今後も地道に運営してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて今年は、北京冬季オリンピックや、それから現在開催中のカタールでのサッカーワールドカップなど、華やかなスポーツの祭典が開催され、日本人選手が多く活躍して国民に感動を与えてくれました。

しかしながら、昨今の急激な円安の進行や需給のひっ迫等により物価や原油が高騰し、日本経済にも大きな影響を及ぼしております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、今後、年末年始のシーズンに向けて第8波の到来が指摘されており、特に季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところでございます。やはり、このような中、対策となるのはワクチンの接種であると考えており、引き続き、関係機関と連携しながらしっかりと対応してまいります。

また、今後につきましても、景気対策など国や県の動向も十分注視しながら、新型コロナウイルス感染症の感染対策とそして、経済活動の両立、また、デジタル化推進などの目標について、情報の収集を行い、そして分析をしながら、来年度へ向けて事業計画と予算編成に取り組んでまいります。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、条例の一部改正及び条例制定について8件、指定管理者の指定について1件、字の区域及び名称変更について1件、町道の路線廃止・認定について2件、補正予算について8件の計20件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告は6件でございます。

まず報告第1号、倉敷市内で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、御報告申し上げます。

まず、倉敷市において令和4年10月28日1例目、11月4日2例目に加え、さらに11月11日3例目、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。なお、3か所全ての農場の殺処分、殺処分鶏の焼却、埋却、汚染物品の処理、農場内全ての消毒が11月13日日曜日13時30分に完了しております。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴いまして、岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議及び備中県民局高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部員会議がそれぞれ4回ずつ開催されております。そして、これらの県の会議を受け、矢掛町では、私が本部長となり矢掛町家畜伝染病等対策本部会議を計4回開催いたしました。鳥インフルエンザの発生状況と岡山県及び矢掛町の防疫措置について、報告、協議を行いました。

発生農場周辺への感染拡大を防止すること、移動制限区域の外側、搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するため、発生農場周辺半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近に消毒ポイントを岡山県が24時間対応で設置しました。矢掛町内には、10月28日から、矢掛町B&G海洋センターと三谷コミュニティーセンター前消防器庫駐車場の2か所で、岡山県建設業協会矢掛支部の御協力により、岡山県が設置、運営しています。このうち、矢掛町B&G海洋センターは12月3日土曜日17時で閉鎖されました。三谷コミュニティーセンター前——消防器庫前でございますが、こちらの駐車場のほうは12月9日金曜日24時まで設置予定でございます。

次に、町内の養鶏業者の防疫措置等につきましては、岡山県井笠家畜保健衛生所から直接指導していただくこととなり、町は、県と連携して協力対応しております。

最後に、鳥インフルエンザ発生の際には、岡山県の指示の下、関係機関の御協力もいただきながら、しっかりと対応をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告第2号、第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画の修正について、御報告申し上げます。

議員の皆様のお手許に配付いたしておりますが、このたび、矢掛町再犯防止推進計画を策定し、犯罪を起こした者などが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、立ち直りを支え、地域で共生できる社会を推進するため、第3次矢掛町地域福祉計画に盛り込みました。また、併せまして令和3年度の当町の機構改革を踏まえての見直しも行っております。

矢掛町再犯防止推進計画では、平成28年12月の再犯防止等の推進に関する法律の施行に伴い、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関、団体などとの協議を進め、各種支援に取り組むこととしております。今後とも、更生保護関係団体との連携を図りながら、更生に対する地域の理解促進に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第3号、令和5年矢掛町二十歳のつどいの開催について、御報告申し上げます。

人生の節目に改めて大人の自覚を促し、新しい門出を祝福することを目的として、令和5年矢掛町二十歳のつどいを、令和5年1月8日日曜日午前10時から、やかげ文化センターで開催いたします。

民法改正により、成年年齢は18歳に引き下げられましたが、矢掛町では、引き続き20歳を対象として、式典名を成人式から二十歳のつどいに変更して執り行います。該当者は11月18日現在で、男性75名、女性50名の計125名でございます。

二十歳のつどいの実施につきましては、該当者の中から実行委員会を立ち上げ、新しい生活様式を踏まえた上で、式の厳粛さを大切にしたい企画・立案及び当日の運営進行を行います。議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

報告第4号、出初式の開催について、御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります矢掛町消防出初式を来年1月22日日曜日、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。開催時間は、改めて御案内いたします。

この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。なお、本式典や関連行事は、新型コロナウイルス感染症対策として、人数など規模を縮小して行う予定ですので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第5号、第35回矢掛本陣マラソン大会の開催について、御報告申し上げます。

例年開催しております矢掛本陣マラソン全国大会は、昨年度と同様、矢掛町民を対象としたマラソン大会として、来年2月19日日曜日午前9時から旧矢掛商業高校跡地をメイン会場に、矢掛商店街をコースとして開催いたします。参加対象者は町内に在住、在勤、在学の方とし、旧矢掛商業高校をスタート・ゴールとした5キロコース、2.5キロコースの2コース10部門を設け、歴史ある街並みの中、ランナーの健脚を競います。また、大会当日は町家交流館で日曜朝市を、井原線矢掛駅で井原線DE得得市を開催し、大会を盛り上げます。

議員の皆様には、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただき、ランナーへの温かい応援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第6号、ふれあいのつどいの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生によります成果の発表と人権啓発の一環として、来年2月25日の土曜日やかげ文化センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催いたします。ロビーにおきまして、午前10時から講座生の作品展示を行い、ホールでは午後1時から講座生の舞台発表、午後2時から講師として映画監督・ノンフィクション作家の信友直子さんをお招きし、認知症が私たち家族にくれたギフトと題しまして、講演会を開催いたします。

信友さんは、広島県呉市の出身で、2018年に認知症の母と老老介護する父の日常を描いた映画“ぼけますから、よろしくお願いします。”が大ヒットとなり、令和元年度文化庁映画賞文化記録映画大賞を受賞されています。当日は、手話通訳と要約筆記を用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方もぜひ御来場いただきたいと思います。なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上御来場ください。議員の皆様には、講座生の発表と併せまして御聴講いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧下さい。さらに、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 発議第3号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第4、発議第3号、矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は、省略することに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第3号は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議第3号、矢掛町議会会議規則の一部を改正

する規則制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第63号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第64号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第68号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第69号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町農業振興対策基金条例制定について

議案第71号 矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定について

議案第72号 字の区域及び名称変更について

議案第73号 町道の路線廃止について

議案第74号 町道の路線認定について

議案第75号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第76号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第77号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第79号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

議案第80号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和4年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（花川大志君） 日程第5、議案第63号から議案第70号までの条例改正・制定案8件、議案第71号、指定管理者の指定について1件、議案第72号、字の区域及び名称変更について1件、議案第73号及び議案第74号の町道の路線廃止及び町道の路線認定について2件、議案第75号から議案第82号までの補正予算案8件の計20件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第63号から議案第70号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第63号から議案第69号までにつきましては、条例の一部改正に関するもの、議案第70号につきましては、条例の新規制定に関するものでございます。いずれも、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第63号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、町独自事務でのマイナンバー——個人番号ですね、の利用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。いわゆる番号法

に基づき条例に規定することとなっており、マイナンバーによる情報連携を行うことで、町民の利便性向上・行政の業務の効率化を図るため、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第64号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、令和4年度人事院勧告を受け、国が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会で成立させたことから、本町も給料表、勤勉手当等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第65号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、コンビニエンスストア等に設置された端末機から、住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービス事業につきまして、その交付を促進し、窓口業務の縮減を図るとともに、マイナンバーカードの一層の利用促進を図る観点から交付手数料を引き下げるものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第66号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、社会体育施設である小田球場につきまして、ナイター設備付きの球場として町内唯一の施設であり、昭和54年の開設以来40年以上が経過しております。ここ数年は、町外団体の利用者が非常に増え、その4割が町外利用者となっております。このたび、使用料金の改定を行い、今後の施設整備・改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第67号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、矢掛町B&G海洋センターは、平成3年の開設以来、町内外から多くのスポーツ愛好者の方々に御利用いただいております。開館以来30年余り使用料の改定は行われておらず、今年度のプール改修工事や今後の施設整備及び改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を全体的に改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第68号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、矢掛町総合運動公園の料金設定は、この公園を町内外の方にも知っていただき、多くの方々に御利用いただくことを目的として、利用料金を安価に設定しておりました。

平成26年にリニューアルオープンしましたが、それ以来9年が経過し、矢掛町総合運動公園の名も広く知れ渡っており、スポーツ施設利用者の約4割は町外利用者であることから、このたび、使用料金の改定を行い、今後の施設整備・改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第69号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、保育料無料化期間の延長に伴う改正でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第70号、矢掛町農業振興対策基金条例制定についてでございますが、矢掛町の基幹産業

であります農業振興に関する事業に資することを目的に基金条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第71号、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

これは、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、矢掛町水車の里フルーツピアの管理につきまして、指定管理者を指定して、その管理を代行して行っていただくものでございます。指定管理者に指定する団体は、現在の指定管理者であります株式会社エンジョイファームで、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第72号、字の区域及び名称変更について、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年度から実施しております県営中山間地域農業農村総合整備事業、矢掛地区内田工区については、字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号、町道の路線廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の廃止にあたり、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号から議案第82号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

なお、議案第75号から議案第77号まで及び議案第82号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第78号から議案第81号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第75号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正額は3億9,400万円で、補正後の予算総額は97億6,200万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、総務費へは、マイナンバーカード取得のより一層の促進を図るため、マイナンバーカードの申請支援等に要する経費を計上いたしております。また、昨年度からのふるさと納税への積極的な取組により寄附金額が大きく増加しておりますため、歳入予算へふるさと納税寄附金の増見込として2億円を、歳出では総務費へ返礼品等に要する経費を、諸支出金へ基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

さらに、教育費へは、数年にわたり地元から要望をいただいております、山田地区の公民館改築に着手するため、基本設計に要する経費を計上いたしておりますほか、諸支出金へ、先の議会における一般質問で御質問をいただいております、調査・検討を進めてまいりました農業振興対策基金につきまして、設置条例の提出に併せ、当該基金への積立金 3,000 万円を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 76 号、令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を 16 億 9,700 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、被保険者の減少などによる保険税の減額、人件費の調整、令和 3 年度事業の実績確定に伴う精算等でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 77 号、令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 1,000 万円を減額し、補正後の総額を 20 億 8,300 万円とさせていただくものでございます。サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、補正後の総額を 1,810 万円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整と保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴う補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 78 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、収入はコロナ関連としてワクチン接種料や補助金などの増額見込みなどによる 600 万円の増を、支出につきましては、給与費や材料費、光熱水費などの実績見込みによる 3,700 万円の増を計上いたしております。そして、収支の過不足額を調整した結果、特別利益の補正後額 2,900 万円を含めた収入・支出同額の収支均衡予算として計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 79 号、令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、事業精査に伴う収入の増額と電気料金、燃料費の高騰による経費の増額でございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 80 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、電気料金の高騰による動力費の増額と、職員給与費の調整でございます。また、資本的収支につきましても、職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 81 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、電気料金の高騰による動力費の増額と、職員給与費の調整でございます。また、資本的収支につきましても、職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 82 号、令和 4 年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は、10 万円を増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたも

のを提出させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、全ての提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に、各議案ごとの詳細な説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） それでは、議案第63号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

まずは資料に沿って御説明させていただきたいと存じますので、資料番号1を御覧いただきたいと思います。一枚おめくりいただきまして、1といたしましてマイナンバーの独自利用事務について説明いたしております。国の法律で番号法、あるいはマイナンバー法と言われ、マイナンバーが連携できる事務が定められています。それに加えて法第9条に、社会保障、地方税、防災に関する事務などで自治体が条例で定めることで独自利用が可能となるものです。

真ん中の2では、独自利用事務の情報連携の説明でございまして、マイナンバーを連携し複数の行政機関において、それぞれの機関で管理している同一人の情報を相互利用できるものでございます。住民の皆様の手続きの負担軽減、利便性の向上が可能となります。予定では、その手続き上、本議会で議決後、令和5年10月から連携が開始される見込みです。

3では、独自利用事務3件を表で計上させて頂いております。1心身障害者医療費給付条例による医療費の給付事務、2ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付事務、3小児医療費給付条例による医療費の給付事務の3件でございます。

条例に戻っていただき、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第63号の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、改正文です。このたびの改正は、町長も先ほど申し上げました人事院勧告などに基づく給与関係の条例をそれぞれ行っております。具体的には、第1条及び第2条において矢掛町職員給与条例を、第3条で矢掛町の一般職の任期付職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

説明のほうは、大変お手数なんですけど資料番号2をお開きいただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目。1といたしまして、人勤に対する経費及び考え方として、平成26年度の人事院勧告以降、給料表及びボーナスは国に準拠する方針で行っていることから今回も同様とさせていただきます。次の2の令和4年度人事院勧告の内容骨子についてでございますように、①給料表の引上げの改定②ボーナス引上げ改定を一般職員は0.1か月分引き上げることなどを行うもので、本町もそれに合わせて改正を行うものでございます。なお、これに伴います予算につきましては、補正予算（第5号）で提案させていただいております。

まず第1条では、矢掛町職員給与条例の改正で、内容的には2点ございます。1つ目は、(1)の給料表の改定です。1級は平均1.5パーセント、2級は平均0.9パーセント、3級は平均0.3パーセントなど級によって差はございますけれども、平均改定率が0.3パーセントの増で、特に若手職員が引き上げされる内容となっております。大学卒の初任給で3,000円の引上げとなっております。

2つ目が、(2)の令和4年度 ― 今年度ですね、12月勤勉手当の支給割合の改定です。①として、一般職が0.1か月増やして1.05か月分②再任用の職員が0.05か月増の0.5か月とするものでございます。結果として、期末手当を合わせて、一般職員が年間4.4か月、再任用職員が2.3か月となるものでございます。

(3)の施行は公布の日ですが、適用の日がそれぞれ異なりまして、前後いたしますが(2)の勤勉手当の改正については、この12月1日から適用。(1)の給料表の改定は、今年の4月1日に遡って遡及適用というものでございます。

第2条も矢掛町職員給与条例の一部改正で、第1条では令和4年度の12月の勤勉手当の支給割合を改定するものでございましたが、第2条では、次年度 ― 令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

資料の下段にございますように、第1条で説明したように、令和4年度 ― 今年度分につきましては、12月に支給する勤勉手当を一般職0.1か月、再任用を0.05か月分増やしましたが、5年度以降につきましては、それを6月と12月の期末手当・勤勉手当にそれぞれ均等に振り分けまして、それぞれ期末手当を1.2か月、勤勉手当を1.0か月、年間では4.4か月に改正するものでございます。再任用職員につきましても同様に、6月・12月に均等に配分して支給するものでございます。

次に第3条が、矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正ですが、現在、該当者は当町にはございませんが、令和5年度から給料表の改定と期末手当を年間0.025か月分増とするものでございます。

駆け足で大変恐縮ですが、議案第64号の説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第65号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、御説明をいたします。

条例を開いていただきたいんですけども、これもお手許の資料番号3で御説明させていただきたいと存じます。一枚おめくりいただきまして、1改正の主旨です。コンビニエンスストアなどに設置しております多機能端末機 ― これ、マルチコピー機とかキオスク端末などとも呼ばれております。この端末機でマイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑証明書を発行する際の手数料を引き下げるものでございます。

2では、背景として記載しておりますが、とにかくマイナンバーカードの普及につなげる狙いがございまして、下段の3で改正の内容といたしまして、現在の窓口交付では1通200円でございますが、これをコンビニ交付だと100円に減額しようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例は令和5年1月1日から施行することとしています。

議案第65号の説明は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） それでは、私からは議案第66号から議案第68号まで一括して御説明申し上げます。

それでは、議案第66号、矢掛町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、社会体育施設である小田球場の使用料の改定でございます。改正の内

容としましては、使用者区分を、現行“使用者が町内に住所を有する”また“使用者が町外に住所を有する”という表現でございますが、それぞれ“町内在住者”、“町外在住者”と改めるものでございます。

使用料につきましては、1時間当たり町内を400円から500円に、町外を800円から1,000円に値上げするものでございます。照明施設は、現行が近隣施設並みであるため、据置きとしております。高校生以下はそれぞれ一般の半額というふうにしてあります。

また、備考といたしまして、2項目を新たに追加しております。まず、“使用時間1時間未満の場合は1時間を使用したものとする”、次に、“使用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内在住者とする”というものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第66号についての説明は以上でございます。

次に議案第67号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、この条例改正は、条例中に定める体育館、プール、舟艇についての使用料の改定となります。

資料を用意しておりますので、資料番号4を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、左の表が現行のもの、右の表が改正後を示しております。

まず、体育館でございます。使用時間でございますが、現行は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後10時まで、それから全日——これは午前9時から午後10時まででございますが、この時間区分を廃止いたします。そして、時間単位を2時間から1時間とし、使用区分の表記を、右の表でございますが、全面、二分の一面、四分の一面と変更し、専用使用という区分につきましては、改定後の全面と同じ内容でありますので削除しております。また、現行の全日の扱いにつきましては、町内及び町外を全て廃止というふうにいたします。

なお、改正後には使用できる時間区分の明記がございませんが、これにつきましては、矢掛町B&G海洋センター管理運営規則第7条第1項にあります午前9時から午後10時まででございます。

使用料につきましては、現行は、町外料金を町内料金の1.5倍としておりますが、近年、町外利用者が大変増えていることを踏まえまして、町外料金を2倍にしております。

アリーナに設置しました空調設備につきましては、改定後にエアコン使用というふうなことで明記をし、これにつきましては、近年の異常気象による熱中症対策などを考慮しまして、全面使用に限り1時間当たり町内2,000円、町外4,000円と設定しております。

次に、トレーニングルームでございますが、柔道場につきましては、開設当初は柔道のみの使用でしたが、現在は空手の団体も使用することもございますので、武道場と名称変更し、単位を人から時間へ変更し、また、卓球につきましては、当初はアリーナ——体育館を使用しておりましたが、現在はトレーニングルームの半面、柔道場の隣を使用しておりますので、現状に合わせて変更しております。

会議室につきましては、気軽に御使用していただくことを目的としまして、名称をミーティングルームと変更し、また、単位を1回から1時間と時間単位へ変更しております。

また、改定後の使用区分にラケットの貸出を追加し、卓球とバドミントンのラケットを1回1本につき100円としております。

備考でございます。大変恐れ入りますが議案にお戻りいただきまして、備考の3番目に“利用者の半

数以上が町内在住者の場合に限り、町内の者とみなす”という説明を新たに追加しております。

資料にお戻りいただきまして、次にプールでございます。使用時間の変更はございません。使用区分を現行表記では、高校生・一般、幼児・小中学生としておりますが、それぞれ高校生以上、中学生以下という表記に変更しております。

使用料につきましては、町内料金を高校生以上、中学生以下ともに50円値上げし、町外料金はその2倍としております。また、新たにスイミングキャップの貸出を使用区分に追加し、1個につき100円としております。備考につきましては、年間個人会員券でございますが、これにつきましては町民の健康増進のため、またそして、利用を促進することを目的ということで町内料金は据置きますが、町外は5,000円値上げし2万円に、ファミリー年間利用券、これは4枚綴りでございますが、これは据置きとしております。法人会員券につきましては、利用がここ数年ございませんでしたので備考から削除いたしました。

次に舟艇でございますが、艇庫につきましては、小学校やスポーツ少年団の減免利用がほとんどではございますが、監視員の配置が必要であるため全体的に使用料を値上げさせていただいております。使用時間及び備考につきましては、変更はございません。

全体的に、町内の方の利用につきまして体育館など実質値上げというところもございますが、なにとぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第67号についての説明は、以上でございます。

続きまして議案第68号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、この改正は使用料に関する別表第2の3の表についてのものでございます。

これも資料を用意しております。資料番号5を御覧いただけますでしょうか。一枚表紙をおめくりいただきまして、この資料につきましても、左の表が現行、右の表が改正後を示しております。まず、第2条に掲げる行為をする場合、これは、行為の制限に係るものでございます。この定めは、矢掛町総合運動公園内での物品の販売、撮影、興行などについて使用料を定めているものでございますが、1日200円を1日1平方メートルにつき100円とさせていただくものです。例えば、一般的なテント1張で物販を行う場合、テントが約20平方メートルでございますので、新しい料金では1日2,000円となります。次にまた、業と言いますか、なりわいと申しましょうか。業として行う写真撮影は、1日200円を1,000円とするものです。これは、営業目的としての町外からの申込みが案外多いという現状がございます。そのため大幅に値上げを行うものでございます。変更はこの2つの行為のみで、映画の撮影等以下の3つの行為についての変更はございません。

次に、別表第2の4の表、有料公園施設を使用する場合でございます。使用料の町外料金につきましては、基本的にこれまでと同様、町内料金の2倍、高校生以下の料金につきましては、町内町外それぞれ半額として、見直しを行ったものでございます。

ここからの説明は、町内料金を基準に御説明いたします。まず、野球場につきましては、球場使用料を600円から800円とし、付帯施設を一体として扱っていた本部室・審判室をそれぞれに分けた料金設定としています。本部室・審判室を分けた理由としては、エアコンのある・なしという理由からでござ

います。また、球場のバックネット裏に空き室と言いましょくか、これが3室ございます。これらを新たな選手控室として区分し、1室当たりとして新しく使用料を設定するものです。

次に、多目的グラウンドにつきましては、近隣に類似施設が少なく料金も非常に安いため、町外から多くのスポーツ愛好者が使用しておりますが、天然芝のメンテナンス、また、ナイター照明施設の維持補修等に変高額の維持管理費を必要とします。そのようなことから、全面使用の場合、町内料金を200円の値上げ、町外料金をその2倍、半面使用の場合は、町内料金を100円値上げし、町外料金をその2倍としております。

また、グラウンドにラインを引くための専用ライン液は、仕入れ価格の値上がりを考慮しまして、1.5倍に値上げし町内外一律3,000円に、次のテニス兼フットサルコートにつきましては、テニスコートは100円の値上げ、フットサルコートは、現行テニスコートの使用料の2倍としておりますので、フットサルコートは200円の値上げというふうにしております。

次に、芝すべりゲレンデにつきましては、公園のシンボリックな施設として、年間1万8,000人程度の利用者がいますが、そのうち、およそ95パーセントは町外の利用者という状況でございます。これにつきましては、3年前に町外料金を100円から200円に値上げしましたので、このたびは町外料金の値上げはしておりません。ただし、運営上、利用者の住所確認、それから町内であるか町外であるかという確認作業は受付が非常に混雑するため、利用者の方に不便を感じさせる要因となっております。その要因解消のために、町内・町外料金を一律200円とさせていただくものであります。

なお、利用時間を30分から25分に短縮した理由としましては、現状交代時間を含めた30分としておりますが、25分経過しましたら利用を終えてソリを返却してもらっておるのが現状でございます。条例上は30分と明記されているため、利用者の誤解を招く恐れがあるため、このたび改正するものであります。

なお、備考でございますが、議案にお戻りいただきまして、新たに“利用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内在住者使用料とする”という説明を追加しております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第68号についての説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 議案第69号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例。第1条が矢掛町保育園条例の一部改正でございます。“第1条 矢掛町保育園条例（昭和30年矢掛町条例第33号）の一部を次のように改正する。第7条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。”第2条が、矢掛町認定こども園条例の一部改正でございます。“第2条 矢掛町認定こども園条例（令和元年矢掛町条例第23号）の一部を次のように改正する。第8条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。”

今回の改正は、保育料無料化の期限が今年度末までとなっているものを更に2年更新いたしまして、延長するものでございます。保育料の完全無料化は、平成30年度から5年間実施してまいりまして今年度末で期限を迎えますが、第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間との整合を図るため、期限を更に2年延長するものでございます。

最後に、改正条例の施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議案の説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。執行部側の説明を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） それでは、議案第70号及び議案第71号について御説明申し上げます。

まず、議案第70号、矢掛町農業振興対策基金条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、矢掛町農業振興対策基金条例でございます。まず、第1条が目的でございますが、“矢掛町の基幹産業である農業の振興を図るため、矢掛町農業振興対策基金を設置する”といたしております。

その背景につきましては、農業を取り巻く環境は、耕作地の減少、農家数の減少、農業者の高齢化、米価下落、原油高騰、物価高騰により、非常に厳しい状況が続いております。こうした現状を踏まえて、現在の矢掛町の基幹産業である農業及び農村の振興を図るためには、矢掛町の農業振興を推進する必要があります。そこで、農業振興に寄与する事業に充てる財源として積み立てて活用するための基金を設置する必要がありますので、本議案を提出させていただきました。

また、第2条以下につきましては、他の基金条例と同様に作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

矢掛町の農業振興対策につきましては、山岡町長が新たに設置された基金も活用していきたいと考えております。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、矢掛町農業振興対策基金条例制定についての説明を終わります。

続きまして議案第71号、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定について、説明させていただきます。

資料で説明させていただきますので、資料番号6を御覧いただきたいと思います。水車の里フルーツピアにつきましては、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの2期10年間、矢掛町に本社がある株式会社エンジョイファームを指定管理者に指定し、管理運営しているところでございます。この指定期間が満了することから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、水車の里フルーツピアの運営管理していただける指定管理者の募集をしました。

なお、令和4年9月15日から30日までの間募集を行ったところ、1社のみ株式会社エンジョイファームからの応募がありました。その後、10月26日の選定委員会において、株式会社エンジョイファームを指定管理者の候補者として選定いたしました。このたび新たに、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で候補者の株式会社エンジョイファームを指定管理者として指定させて

いただくものでございます。

なお、指定管理期間中の指定管理料は、昨今の物価高騰を考慮し現行比約6.6パーセント、102万3,000円の増の年間1,630万円とし、また、指定管理者が行う業務内容・管理運営費につきましては、必須業務、自主事業として行う業務など現行の基本協定と同内容で対応を予定しております。

詳細につきましては、資料に記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、私からは議案第72号から議案第74号まで一括して御説明させていただきます。

それでは、議案第72号、字の区域及び名称変更について、御説明させていただきます。この議案につきましては、平成27年から実施している県営中山間地域農業農村総合整備事業、矢掛地区内田工区において面的整備工事が完了し、字界を工事後の区画に合わせて変更する必要があることから、字の区域及び名称変更を行うものです。

変更する字は、矢掛町内田字内溝、森ノ元、持田、砂田、石田、大下川北の各境界に位置する区域と隣接する道路、水路等、町有地の一部となります。

ページをお開きいただきまして、1ページ、2ページに変更調書を掲載しておりますので御覧ください。変更調書では、左欄へ変更前の字地番を、右欄へ変更後の字を記載しています。左欄の地番については、令和4年10月17日現在の地番で、換地業務により新たに各地番が割り振られることとなります。

資料番号7を御覧いただき、A3図面を添付しておりますので御覧ください。2ページに施工前図面と3ページに換地後の図面を掲載しています。換地後の3ページ図面について御説明させていただきます。内田工区の各小字区域については、薄い黄色が平井谷、緑色が内溝、薄い茶色が森ノ元、紫色が持田、水色が砂田、ネズミ色が石田を示しておりますので、それぞれ施工前の図面と比較して御覧いただければ変更区域がお分かりいただけると思います。

なお、本議会にて、字の区域及び名称変更について議決をいただいた場合には、地方自治法の特例により字界変更に係る法律効果の発生は、換地処分告示の翌日からとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号、町道の路線廃止について、御説明させていただきます。ページをおめくりいただきまして、町道の廃止調書を御覧ください。このたび廃止する路線は、小田地区の町道北畑線、路線延長65.2メートル及び中地区の町道宮ノ下2号線、路線延長26.4メートルの2路線について認定路線を廃止するものでございます。

次ページ以降に路線の位置図を添付していますので御覧ください。廃止の必要が生じた経緯としましては、まず町道北畑線でございますが、この路線は笠岡市と本町を結ぶ橋りょうを主としたその他1種道路でございましたが、使用者の減少と小田川の増水時における損壊が著しく、また、災害防止の観点から令和3年度に笠岡市と共同で橋りょうの撤去を実施したことに伴い、路線を廃止するものでございます。

次に、町道宮ノ下2号線でございますが、この路線は、その他2種道路で行き止まりの路線でございます。また、道路の受益者は隣接者のみであります。このたび買収等により隣接者が1名となり、廃止

について強い地元の要望もございました。担当課において現地確認したところ、町道としての機能を有しておらず、里道としての位置付けが妥当であると判断したため路線を廃止し、今後は法定外公共物として地元及び道路における受益者に管理していただくものでございます。

説明のほうは以上でございます。

続きまして、議案第74号、町道の路線認定について、御説明させていただきます。ページをおめくりいただきまして、町道の認定調書をお開きください。このたび認定する路線は、東三成地区の町道谷川内東線、路線延長50.1メートル及び中地区の町道立溝線、路線延長319.1メートルでございます。

次ページ以降に路線の位置図を添付しておりますので御覧ください。認定の必要が生じた理由といたしましては、町道谷川内東線沿いが、岡山県農業共済組合備南支所、備中家畜診療所（仮称）の事業計画地となっており、国道から事業所への円滑な進入及び集落へのアクセス道として整備する計画であるため、路線の認定をおこなうものでございます。

次に、中地区における町道立溝線でございます。この路線は、ほ場整備に伴い整備された農業用道路でございます。町道立溝線東側に工場用地として開発申請を行う予定であり、また、現状においても、町道中里山田線と中原三宅線を接続する農業以外の受益の目的を果たす役割が大きく、路線認定を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第75号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、3億9,400万円を増額するもので、内容につきましては、この後、課長代理から事項別明細書と給与費明細書の説明をさせていただきたいと思いますが、まず、歳入につきまして、私のほうから若干説明をさせていただきますので、概要を御覧ください。

概要の一番下、財源内訳のうち、上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際、併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。今回の一般財源のうち、町税につきましては、160万円の減額でございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響が個人町民税ではそこまで大きくなく、逆に、法人町民税では企業の業績が不安定なこともあり減額を見込み、個人・法人合計で640万円の減、ほかの税は、それぞれの収入の見込みにより固定資産税が660万円の増額、軽自動車税が180万円の減額を計上いたしております。地方交付税は普通交付税で財源調整を含めた増額、県支出金は前年度の精算による過年分追加交付でございます。

繰入金の内訳は、まず、財政調整基金からの繰入金3,000万円、これは、農業振興対策基金への積立金相当額で、残りの172万9,000円は国保会計からの前年度精算による返還金でございます。諸収入の12万5,000円は前年度以前の事業所からの返還金でございます。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為と地方債の補正がございますので、6ページをお開きいただきたいと思いますが、6ページ、まず、第2表繰越明許費補正でございます。追加で2件ございますが、いずれも本年度中の事業完了が見込めないものとして、繰越しを行うものでございます。

総務費としまして、浸水対策事業（滝寺川）、県議会議員選挙（ポスター掲示場設置委託）の2件でございます。つづいて、第3表債務負担行為補正でございます。追加1件でございますが、先ほど、指定管理についての提案説明をいたしております水車の里フルーツトピア指定管理運営委託、令和5年度か

ら9年度までの5年間の委託料で毎年度1,630万円、計8,150万円を限度額として計上いたしております。

続いて、第4表地方債補正でございます。変更5件でございます。

防災対策事業は、神田川堤防西線、滝寺川等の防災事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債、緊急しゅんせつ推進事業債で合計2,260万円の増、いずれも充当率10割、交付税措置率7割でございます。次のじん芥処理事業は、西部衛生施設組合負担金への充当で、過疎対策事業債1,910万円の増額でございます。次の道路維持事業は、仁井屋橋設計に充てる過疎対策事業債で220万円の増額。次の道路新設改良事業は、道整備交付金事業や狭あい道路事業等に充てる過疎対策事業債400万円の増額でございます。最後の都市再生整備事業は、商工会駐車場の整備に充てるもので、過疎対策事業債で750万円の増額でございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書及び給与費明細書に基づく説明を課長代理が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） それでは、事項別明細並びに給与費明細書につきまして、御説明申し上げます。今回、給与費明細書を添付いたしておりますので、まず、68ページをお開きください。

1の特別職ですが、表の下と比較の欄で説明させていただきますので御覧ください。職員数は、その他の特別職が6名の減となっております。その他の特別職の減は、参議院議員選挙の開票立会人の減などによるものでございます。給与費では、改選による議員期末手当の減などにより、共済費と合わせて合計が74万1,000円の減となっております。

2の一般職でございますが、(1)の総括の比較の欄を御覧いただきまして、職員数につきましては、上段の常勤職員数が3名の増、下段括弧内の短時間勤務職員等の数が3名の増となっておりますが、これは主に職員の異動によるものでございます。

給与費では、その内訳のうち職員の報酬におきましては、短時間勤務の会計年度職員が増となったことに伴い、343万4,000円の増となっております。職員の給与につきましては、給与改定及び昇給に伴います増と、職員の異動その他による減、これは主に育休取得に伴う減となりますが、これらを合わせて1,257万3,000円の減となっております。職員手当につきましては、制度改正に伴う勤勉手当の増や異動・その他に伴い増となっており、下の職員手当の内訳の表に内訳を載せておりますので御覧ください。次の69ページでは、ア 会計年度任用職員以外の職員とイ 会計年度任用職員、それぞれの内訳を載せております。70ページには、給与及び職員手当の増減の明細、中段から72ページにかけて、給料及び職員手当の状況を載せておりますので御覧いただき、説明は省略させていただきます。

それでは、事項別明細の説明に移ります。恐れ入りますが、前に戻りまして、26ページをお開きください。歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で御説明させていただきます。なお、本補正予算では、各款において人件費の調整及び急激な電気料金の高騰による各施設の光熱水費の不足見込額の計上を行っておりますが、その説明は割愛させていただきます、それ以外の主なものについて御説明させていただきます。

まず、1款の議会費は主に人件費の調整でございます。

次の2款総務費の一般管理費では、次の28ページにかけて、委託料へマイナンバーカード取得促進のためのマイナポイント設定支援委託料を負担金、補助及び交付金へ宇角公会堂に対する公会堂施

設整備補助金を計上し、委託料の財源として補助率10割の国庫補助金を充当いたしております。

次の財産管理費では、修繕料へ庁舎1階天窓のシーリング等の修繕料を、委託料へ庁舎周辺の樹木のせん定等の委託料を計上いたしております。

次の企画費へは、空き家改修補助金の増額と過年度のサテライトオフィス等誘致事業補助金の返還金を計上し、返還金へは財源として事業者からの返還金を充当いたしております。

30ページに移りまして、駅前広場管理費では修繕料として、矢掛駅の時計台の修繕経費を、備品購入費へ各駅レンタサイクルの更新等に要する経費を計上し、財源として県補助金を充当いたしております。

防災対策事業費では、B&G財団の助成金を活用した災害時の拠点体制整備事業に係る事業費の組替えや防災対策事業として町道神田川堤防西線舗装や滝寺川災害防止工事に係る工事費を計上いたしております。特定財源は、防災対策工事に係る防災対策事業債でございます。

次のふるさと納税事業費では、ふるさと納税寄附金の増見込みに対応した返礼品等の必要経費の増額を計上し、財源として寄附金を充当いたしております。

32ページに移りまして、2項の徴税費は人件費の調整及び事務費の実績見込みによる減額でございます。

次の戸籍住民基本台帳費は、委託料へマイナンバーカード申請支援委託料を、電算使用料へマイナンバーカード申請用機器のリース料を計上し、財源として補助率10割の国の補助金を計上いたしております。

34ページに移りまして、4項選挙費は参議院選挙の執行実績による減額でございます。

次の3款民生費の社会福祉総務費では、36ページにかけまして、実績見込みによる事業費の調整と国民健康保険会計への繰出金についての額の確定に伴う調整をいたしております。特定財源は、国保会計の繰出金に対する国県補助金と、難病者給付金に充当していた地域福祉基金繰入金の減でございます。

次の老人福祉費では、老人クラブのスポーツ用品等購入に対する補助金と小規模多機能ホーム“ぼちぼち”の非常用発電設備の整備への補助金、介護保険会計への繰出金の調整を計上いたしております。特定財源は、小規模多機能ホームへの補助金に対する県補助金、繰出金に対する国県補助金、老人クラブへの補助金に充当するリサイクル福祉基金繰入金でございます。

次の老人医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金の調整、老人福祉センター管理費では修繕料の不足見込額等を計上いたしております。

次の障害者福祉費では、国からの委託調査に要する報償費、需要費と自立支援給付費等の前年度実績に伴う返還金を計上いたしております。特定財源は、調査経費に対する国の委託費委託金と、歳入への計上はございませんが、成年後見申立てに係る経費へ本人負担分の徴収金を充当いたしております。

38ページに移りまして、救護施設費では、人件費及び実績見込みによる運営費の調整をいたしております。また、入所者数の減に伴い、県などからの負担金を減額いたしております。

次のふれあい会館費は、実績見込みによる事業費の調整を計上し、それに合わせて財源である県補助金と講座受講料も調整いたしております。

40ページに移りまして、次の児童福祉総務費では、実績見込みによる事業費の調整、前年度実績による国県補助金の返還金等を計上いたしております。特定財源は、放課後児童健全育成事業に係る国・県の補助金でございます。

次の児童福祉施設費では、42ページにかけまして、保育人数に応じた消耗品費や給食材料費での調整のほか、前年度実績に基づく国・県への返還金等を計上いたしております。特定財源は、国県補助と広域保育に係る保育料と他市町からの受託料でございます。

次の子育て支援センター管理費、児童措置費、障害児福祉費では、いずれも前年度実績に基づく国等への返還金を計上いたしております。

44ページに移りまして、4款衛生費ですが、保健衛生総務費では、今年度の交付税措置に合わせまして、病院事業及び水道事業への繰出金の調整を計上いたしております。

次の予防費では、子宮頸がんワクチン予防接種について今年度から積極的な勧奨を行っていることにより、接種者数が大幅に増加しておりますので、その不足見込分を計上いたしております。

次の健康増進費では、46ページにかけまして、実績見込みによる検診委託料の減額等を計上し、特定財源として計上していた検診の自己負担金についても合わせて減額をいたしております。

次の環境衛生費では、西部衛生施設組合からの通知に基づきまして、組合への負担金を計上いたしております。

次の健康管理センター管理費では、人件費の調整と光熱水費の不足見込分を、母子保健費では前年度事業実績に基づく国庫補助金の返還金を計上いたしております。

次の2項清掃費、1じん芥処理費と、48ページにかけまして、2し尿処理費では、通知に基づき、西部衛生施設組合への負担金を計上しております。特定財源は、焼却場整備分の負担金に充当する過疎対策事業債でございます。

5款農林水産業費の1項農業費、3農業振興費では、多面的機能支払交付金の追加と、園芸総合対策事業補助金として矢神毎戸営農組合の乗用キャベツ移植機導入に対する補助金を計上いたしております。特定財源は、多面的機能支払交付金へ国県補助金と、園芸総合対策事業補助への県補助金でございます。

次の畜産振興費では、瀬戸内メイプルファームへの送水に使用している井戸ポンプの更新に係る経費等を計上いたしております。

次のダム管理費は、50ページにかけまして人件費の調整でございます。

次の農村環境改善センター管理費では、実績見込みによる管理費の調整を計上いたしております。

次のかんがい排水費では、事業費の調整による工事費の減額を計上しており、財源として計上していた県補助金と地元負担金も合わせて減額いたしております。

次の農道改良費では、宇内地区の平矢内線補修と横谷地区の一本木橋補強に係る経費を計上しており、財源として県補助金と地元負担金を計上いたしております。

次の中山間地域総合整備事業費では、ほ場整備等に係る県への負担金の追加を計上いたしております。特定財源は、地元負担金でございます。

次の2項林業費、林業総務費は、人件費の調整でございます。

次の6款商工費の商工総務費では、52ページにかけて人件費の調整を、商工振興費では空き家活用新規創業支援事業補助金の追加計上を、観光費では本陣会館等管理施設の修繕料等をそれぞれ計上いたしております。

7款土木費の土木総務費は、人件費の調整でございます。

次の建築行政費では、実績見込みによる補助金の調整と定住促進助成金の追加計上をいたしております。特定財源は、木造住宅耐震診断及び耐震改修補助と災害復興住宅建設資金等利子補給補助に係る国・

県の補助金でございます。

54ページに移りまして、2項道路橋りょう費の道路維持費では、道路の修繕料及び補修用原材料費の増額、仁井屋橋の撤去に係る設計委託料等を計上いたしております。特定財源は、仁井屋橋の委託料に係る国庫補助金と、道路維持事業債、道路の維持補修等に係る地元負担金でございます。

次の道路新設改良費では、町道運動公園線及び土井行部線の改良、狭あい道路整備等促進事業、単町道路改良に係る事業費の調整を計上いたしております。特定財源は、狭あい道路整備等促進事業への国庫補助金と過疎地対策事業債でございます。

次の橋りょう維持費では、光熱水費の不足見込みを計上いたしております。

次の3項河川費では、河川維持費へ南山田地区苾無川の護岸補修に係る経費を、かわまちづくり事業費へ用地購入費を計上いたしております。

4項都市計画費の公共下水道費では、下水道事業への繰出金の調整を、56ページに移りまして公園費では東川面アクアパークに係る光熱水費の不足見込分を計上いたしております。

次の都市再生整備費では、商工会横の旧土産物売りの解体と解体後の場所も含めた駐車場の舗装等の整備に要する経費を計上し、財源として過疎対策事業債を充当いたしております。

次の5項住宅費では、特定公共賃貸住宅管理費へコーポ小田の外構工事等に要する経費を、定住促進住宅管理費退去後の修繕料の不足見込額を計上し、財源として、いずれも住宅等整備基金の繰入金を充当いたしております。

次の8款消防費、常備消防費では、通知に基づく井原地区消防組合への負担金の増額を、消防施設費では防火水槽の補修に係る経費を計上いたしております。

続いて、58ページをお開きください。9款教育費では、教育委員会費へ組合からの通知に基づく小北中学校組合負担金の増額を、事務局費へ人件費の調整を、外国青年招致事業費へ人件費と実績見込みによる事業費の調整を計上いたしております。

次の新型コロナ対策教育費では、各小・中学校における感染症対策に要する経費として、1校当たり14万円を計上し、特定財源として国庫補助金を充当いたしております。

2項の小学校費では、学校管理費へ光熱水費の不足見込額を、60ページに移りまして、次の教育振興費へ就学援助費の実績見込みによる調整を計上し、特別支給教育就学奨励費の財源として充当していた国庫補助金も合わせて調整いたしております。

次の中学校費でも同様に、学校管理費へ光熱水費の不足見込額を、教育振興費へ就学援助費の実績見込みによる増額を計上いたしております。特定財源は、国庫補助金でございます。

5項社会教育費では、社会教育総務費へ人件費の調整及び伝建防災計画策定に係る事業費の調整、館址亭の机等更新の経費。次の63ページに移りまして、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の実績見込みによる減額を計上いたしております。特定財源は、伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助金の歳出に合わせた減額でございます。

次の公民館費では、光熱水費の不足見込額と山田公民館改築の基本設計に要する経費を計上いたしております。

次の美術館費では、人件費の調整と光熱水費の不足見込額、自動火災報知設備の修繕費を計上いたしております。

次の矢掛会館費、江尻記念管理費では、光熱水費の不足見込額を計上いたしております。

次の文化センター費では、人件費の調整と光熱水費の不足見込額、開催実績によるイベント委託料等の減額を計上いたしております。特定財源は、イベント入場料でございます。

続いて、64ページをお開きください。6項保健体育費の保健体育総務費では、アスリート育成強化補助金を計上しており、特定財源として寄附金を充当いたしております。

次の海洋センター費では、人件費の調整とプールの大規模修繕に伴う閉館による水泳教室等の講師謝礼の減額、トイレパーテーション等の修繕に係る経費を計上し、特定財源として計上していた水泳教室受講料についても閉館中の見込額を減額いたしております。

次の共同調理場管理費では、人件費の調整と光熱水費の不足見込額の計上でございます。

11款公債費では、償還元金及び利子について、利率見直しなどに伴う調整を計上いたしております。

次に、66ページをお開きください。12款諸支出金、1項基金費では、リサイクル福祉基金費へリサイクル福祉推進協議会からの寄附金による積立金を、ふるさと応援基金費へふるさと納税寄附金からの返礼品等の経費を差し引いた額の積立金を、学校施設等整備基金費へ旧美川幼稚園の財産処分に伴う必要額の積立金を、農業振興基金費へ基金設置に伴う積立金をそれぞれ計上いたしております。

最後に予備費といたしまして、49万3,000円で調整いたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 議案第76号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の総額を16億9,700万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページをお開きください。

まず、歳出でございます。1款1項の総務管理費は38万1,000円の減で、主に人件費の調整でございます。次に、4項の特別対策事業費は、20万6,000円の増で、人件費の調整とパソコンの購入でございます。

2款の保険給付費は、葬祭費が30万円の増で、今年度これまでの実績から最終的に当初予算段階から6件増の30件としております。

14ページをお開き下さい。3款の国民健康保険事業納付金は、1項から3項までそれぞれ財源の更正のみで、補正額はございません。

次に6款の保健事業費の3項の健康管理センター事業費は、人件費の調整でございます。

16ページをお開き下さい。健康管理センター事業費の補正額は、686万9,000円の減でございます。

次に、9款諸支出金の1項の償還金及び還付加算金ですが、目の1一般被保険者保険税還付金は80万円の増で、これは被保険者の資格喪失届が大幅に遅れた事によりまして想定外の還付金が発生したことで見込額を調整しております。

その下、目の3償還金は、506万7,000円の増で、これは令和3年度実績の確定に伴う国・県への返還金でございます。

9款2項の繰出金は目の1一般会計繰出金が、173万円の増で令和3年度実績の確定に伴う町への返還金でございます。

最後に、予備費114万7,000円で調整をしております。

次に、歳入でございますが、８ページにお戻りください。１款の国民健康保険税は 880 万円の減で、被保険者が減少したことによるものでございます。

次に、６款の県支出金は、３７万 1,000 円の増で、県の交付決定に伴うものでございます。

１０款の繰入金は、保険基盤安定繰入金のほか、次の１０ページをお開きください。人件費の調整に伴う職員給与費繰入金など計 613 万 9,000 円の減でございます。

次に、１１款の繰越金は 1,495 万 4,000 円の増で、令和３年度決算に伴う調整でございます。

最後に、１２款の諸収入の４項雑入を 161 万 4,000 円増としておりますが、これは、相手方に過失のある事故等について、一旦保険給付したものに係ります加害者からの納付金でございます。

１８ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 議案第 77 号、令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 1,000 万円を減額し、補正後の総額を 20 億 8,300 万円とさせていただくものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ 1,810 万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳出から御説明いたしますので、１４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費につきましては、７万 6,000 円の減額でございます。主に人件費の調整でございます。また、負担金につきましては、サービス事業勘定からの組替えでございます。

次に、４項趣旨普及費 100 万円の減で、今年度地域ミニデイサービス事業の立ち上げをする団体がなかったことによる減額でございます。

一枚おめくりいただきまして、２款の保険給付費につきましては、１項介護サービス等諸費から 18 ページの４項高額介護サービス等費まで実績見込みに伴う増減で 1,000 万円の減額でございます。

次に、５款の地域支援事業費は、次のページに続きまして、人件費の調整で 3 万円の減額でございます。

次に、８款諸支出金は、保険料の還付金として 5 万円追加しております。

最後に、９款の予備費を 105 万 6,000 円追加し、調整しております。

次に、歳入でございますが、８ページにお戻りください。４款国庫支出金、５款支払基金交付金、６款県支出金。一枚おめくりいただきまして、８款繰入金につきましては、それぞれ給付費等の負担割合に基づき変更するもの及び実績見込みによるものでございます。

次に一番下の段になりますが、８款繰入金、２項の基金繰入金は 1,000 万円の減で、実績見込みによるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、３項介護サービス事業勘定繰入金 20 万円の増で、実績見込みによるものでございます。

最後に、９款の繰越金、前年度繰越金 647 万 9,000 円で調整しております。

次に、サービス事業勘定でございますが、34ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。2款のサービス事業費につきましては、介護予防支援事業所職員の人件費の調整と負担金の保険事業勘定への組替えでございます。

次に、8款諸支出金、20万円の増でサービス収入の保険事業勘定への繰出金です。

そして、9款予備費、1万4,000円の増で調整しております。

次に、歳入につきまして、32ページにお戻りください。1款サービス収入、実績見込みにより20万円の増額でございます。

次に、8款繰入金、11万4,000円の減で、一般会計繰入金及び保険事業勘定繰入金を人件費の調整と事務費の実績見込みにより計上しております。

最後に、9款の繰越金、前年度繰越金1万4,000円で調整しております。

なお、22ページから27ページまでと36ページ、37ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第78号、令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に掛かる収入や補助金・繰入金の見込みなど、また、特別利益にあたる退職給付引当金の調整を計上したことで600万円の増とし、全体で17億7,000万円としております。支出は給与費、経費等の見込額の調整を行い、3,700万円増の17億7,000万円を計上しております。その結果、特別利益を含めた収支差引0円の収支均衡予算となっております。次の第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている給与費を、930万円減の11億3,170万円としております。

一枚おめくりをいただきまして、2ページの実施計画書で説明いたします。収益的収入では、医業収益で、新型コロナウイルスワクチン接種料の今後の増額見込みなどの調整により、260万円の増としております。医業外収益は、コロナ関連補助金の増額見込みや一般会計からの繰入基準に基づく繰入金の減額などについて調整いたしました。特別利益については、退職給付引当金の戻入益の実績見込みにより200万円の減としております。

収益的支出では、医業費用で、給与費は人事異動や人事院勧告に基づく制度改正など当初予算からの変更点と、諸手当の実績見込みを精査する中で930万円の減とし、一方で材料費や経費につきましては、特に光熱水費などの実績見込みで調整したことで、合計3,580万円の増としております。

医業外費用は、実績見込みの調整により120万円の増としております。

3ページ以降の給与費明細書ですが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。また、11ページ以降の補正予算説明書も説明が重複いたしますので、御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で、病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） それでは私のほうから、議案第79号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、入所の利用者数の見込みを当初予定から140人増加するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入を350万円増額いたしまして、補正後予算額を3億2,100万円。支出のほうを1,250万円増額しまして、補正後予算額を3億2,700万円として、収支差引600万円の赤字を計上する予算編成となっております。

なお、収益的収支の詳細につきましては、後ほど2ページの計画書のほうで御説明をさせていただきます。

次に第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、今回の給与費の補正に伴いまして、職員給与費3万円を増額し、2億1,345万円とするものでございます。

一枚おめくりをいただきまして2ページで、補正予算（第2号）の実施計画書でございます。ここで実績見込みを精査する中でそれぞれ調整させていただいております。まず、収入でございますが、運営事業収益では、入所利用者の増加による増額を見込んでおりまして、療養収入、利用料収入、その他合わせまして233万円を見込んでおります。

また、運営事業外収益では、電力料金高騰支援等による補助金として110万円。負担金交付金では、一般会計からの繰入金として、児童手当の増額分17万円を計上しております。

次の特別利益は、退職給付引当金戻入益を10万円減額しまして、補正後予算額は収益的収入全体で3億2,100万円でございます。

次に、支出でございますが、給与費では、異動や制度改正に伴いまして給料や手当など、これそれぞれ項目に増減あるわけですが、給与費全体では人件費が3万円の増額。材料費では、入所者の増加、また、新型コロナウイルス感染症対策に伴います医療・療養材料費など156万円。経費では、電気代・燃料費の高騰に伴う光熱水費、燃料費。それから派遣介護職1名の採用による委託料の増などで1,032万円を増額計上いたしております。

また、減価償却費については、前年度取得分の調整によりまして59万円を増額。結果、収益的支出全体で、補正後予算額を3億2,700万円といたしております。

次の3ページからの給与費明細書は一般会計に準じて作成しており、また、11ページからは補正予算説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） それでは議案第80号、令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

まず、第2条の収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益総額での補正額はございませんが、営業外収益内で予算の組替えを行っております。また、水道事業費用につきましても、総額での補正額はございませんが、営業費用、営業外費用の間で予算の組替えを行っております。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、こちらも資本的支出総額での補正額はございませんが、建設改良費内で予算の組替えを行っております。

詳細につきましては、後ほど2ページの予算実施計画書で御説明いたします。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費を343万6,000円減額し、4,036万4,000円とするものでございます。

一枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして、営業外収益のうち他会計負担金を10万円減額、雑収益を10万円増額し、予算調整をしております。内訳といたしましては、他会計負担金では、児童手当の一般会計負担分10万円の減額、雑収益では、太陽光発電の売電収入10万円の増額でございます。

次に、支出でございますが、営業費用を500万円増額し、補正後の営業費用総額を3億134万6,000円とし、営業外費用を500万円減額し、補正後の営業外費用総額を915万4,000円とするものでございます。

営業費用の内容といたしましては、原水及び浄水費では、電気料金の高騰に伴い1,050万円の増額、配水及び給水費では、369万4,000円の減額で、こちらの内容といたしましては、人件費の減額が169万4,000円及び修繕費の減額200万円でございます。また、総経費では、人件費の減額180万6,000円でございます。

営業外費用の内容といたしましては、一時借入金利息の減少に伴います支払利息の減額90万円及び前年度消費税額の確定に伴います消費税の減額410万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出につきまして、建設改良費の配水設備費内で人件費の調整を行っております。内容につきましては、実施計画説明書で御説明いたしますので、すみませんが12ページを御覧ください。資本的支出でございます。

表の目1.配水設備費内で、手当から法定福利費引当金繰入額までの節において、人件費を合計6万4,000円増額し、工事請負費の減額6万4,000円で調整をいたしております。

お戻りいただきまして、3ページからは給与費明細書を、また11ページには令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、議案第81号、令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

まず、第2条の収益的収入及び支出でございますが、下水道事業収益総額での補正額はございませんが、営業外収益内での予算調整を行っております。また、下水道事業費用を2,400万円増額し、8億2,200万円とし、収支差引2,400万円の赤字予算とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出でございますが、資本的支出総額での補正額はございませんが、建設改良費内で予算調整を行っております。詳細につきましては、後ほど、2ページの予算実施計画書で御説明いたします。

続きまして第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を806万9,000円増額し、3,782万円とするものでございます。

2ページを御覧ください。令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書でございます。まず、収益的収入及び支出でございますが、収入では、営業外収益内の他会計負担金について、児童手当の一般会計負担分10万円の増額、長期前受金戻入を10万円減額で予算調整しております。

次に支出では、営業費用を2,400万円増額し、補正後の営業費用を7億3,825万8,000円としております。内訳といたしましては、管渠費、処理場費、ポンプ場費では、電気料金の高騰に伴う動力費の増

額を、総係費では、職員の人事異動に伴います人件費の増額 786 万 9,000 円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、支出につきまして、建設改良費の処理場建設費内で人件費の調整を行っております。こちらの内容につきましては、9 ページを御覧ください。9 ページ一番下の段の表になりますが、処理場建設費内の手当を 20 万円増額、委託料の減額 20 万円で調整いたしております。

お戻りいただきまして、3 ページからは給与費明細書を一般会計に準じて作成、添付しておりますので、御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 続きまして、議案第 82 号、令和 4 年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

補正額は 10 万円で、内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、8 ページをお開きください。8 ページ、まず歳出でございますが、地区の施設整備に対する補助金で、10 万 2,000 円でございます。一般会計で宇角公会堂への改修補助金が計上されておりますが、その改修に伴う地元負担金の一部を財産区が補助するものでございます。その下、次の予備費で予備費 2,000 円の減額で調整を行っています。

歳入につきましては、一枚お戻りいただきまして、6 ページを御覧ください。財源は、2 番目の 3 款繰入金でございますが、上の 2 款財産収入と下の 4 款繰越金を実績に伴い減額し、その調整も含めて基金繰入金は 30 万円計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明並びに各担当課長等からの議案の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日 8 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の本会議は明日 8 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。それではこれをもって散会いたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午後 11 時 47 分 散会

令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和4年12月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午前11時47分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 岡 敦	副 町 長 山 縣 幸 洋
教 育 長 山 部 英 之	総 合 政 策 監 安 部 正 和
総 務 防 災 課 長 堀 賢 一	企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正
建 設 課 長 渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志
教 育 課 長 藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者 稲 田 欽 也	矢 掛 寮 長 西 山 弘 之
総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘
企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎	

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 11番, 5番, 8番, 12番, 7番, 3番

~~~~~



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 11番, 5番, 8番, 12番, 7番, 3番

○議長（花川大志君） 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は7名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番川上淳司君をお願いします。9番, 川上君。

○9番（川上淳司君） 失礼いたします。通告により質問させていただきます。

まずは、先の視察研修で研修先の福岡県大木町で見たことをお話しさせていただきたいと思います。視察先では先進的なことが行われていました。バイオマスセンターを造り、生ゴミとし尿を集めてバイオガスと液肥を作っていて、バイオガスは発電機を使い施設内のお湯と電力になります。そして、液肥は町内の田畑に散布を行っていました。全く無駄のない施設となっており、共感させていただきました。

それで、質問に入ります。ここまで取り組むには、ハードルが矢掛町としては高すぎますので、資源を大切にしていこうように古紙の収集場所を作り、いつでも町民が持ち寄れるようにすることはできないかを質問とします。

岡山市や倉敷市それぞれの市町村では、持っていったらポイントがもらえることも、考えたらいいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 9番川上議員の御質問、古紙を回収する古紙ステーションを作れないかにつきまして、町民課からお答えさせていただきます。

議員が言われましたように、岡山市や倉敷市、近隣の市町では、民間の業者が古紙回収ステーションを設けてポイントを付けて、古紙回収を事業として行っているステーションがございます。これは、業者独自に古紙回収ステーションを設けている所とスーパー等のポイントを付けて、駐車場の一角に古紙回収ステーションを設置している所もあります。こういった民間業者が行う古紙回収ステーションが広がりを見せています。

御存じのとおり、矢掛町では、資源ゴミとして各地域のゴミステーションで古紙の回収を行っております。それから、PTAや子ども会、地域のサロン等の資源回収推進団体等が、資源の再利用及びゴミの減量化を目的に古紙を含め、資源回収を行っています。

確かに、民間業者が行っている古紙回収ステーションがあれば、町民の方がいつでも持ち寄れることはできると思います。今後、古紙回収の業者からの相談があれば協力できることは協力していきたいと考えております。

また、ゴミの減量化としまして、皆さんよく御存じの4Rの推進がございます。“断る”のRefuse, “減らす”のReduce, “繰り返し使う”のReuse, “再利用する”のRecycle, この4Rを推進し環境施策に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） 町民課長，御回答ありがとうございますと言いますか，御回答の状況なんですけど，現状の説明だけでありまして，やっぱり私の質問に全然則してないっていうのが一番ちょっと残念だなと思います。

ゴミ問題は，これからの行政に大きくのし掛かってまいります。町民に少しでも問題と捉えていただくことが今回の質問の一番のポイントだと思っておりますし，初めにも申しましたが，福岡県の大木町の取組を紹介しましたが，燃やさないゴミの処理を考えていくように意識付けを行う上で，最初の一步と考えておりますので，そして今後，今一番叫ばれておりますSDG'sとして取り組んでいかなければならない問題だと思っております。

方法としては，いろいろ考えられると思います。例としましては，公民館へ収集場所を作ってみる，それから民間の古紙ステーションなどいろいろな方法を考えていくべきだと思っております。

ポイントがどうあることかは必要ないと思っておりますが，問題の根底にあるのが，ゴミが家庭にずっと残るのが今問題であって，そういうふうな資源ゴミを少しでも早く有効に活用することが大事じゃないかと思っておりますので，そういうふうな考えの部分から町長のお考えをここでお尋ねしたいと思いますが，いかがでしょうか。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 9番川上議員の御質問，古紙を回収する古紙ステーションを作れないかの再質問につきまして，お答えさせていただきます。

視察先である福岡県大木町での先進的な取組を御紹介いただき，ありがとうございます。

川上議員がおっしゃられるように，ゴミ処理問題は，今までもそうでしたが今後も大きな問題であると認識しており，ゴミ問題を含め環境施策全般につきましても，今後，調査研究が必要と考えております。国や県，また専門家の方々の御意見を聞く中で，また民間活力も含めて，この矢掛町で何ができるか研究していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） 町長，御回答ありがとうございます。

やっぱり議会もそうですし，やっぱり町行政側もいっぱい考えていただけてるっていうふうなことはよく理解させていただきました。

そして，町民課に対しては，ゴミ袋の有料化等でゴミの減量化にすごく頑張っていただいて，今以上に頑張っていただかにはいけないっていうふうな部分もあるんで，私の気持ちは町民課と同じだと思っておりますし，町民課の取り組んでいただいていることは本当に有り難いことだと思っております。今後も町民課と力を合わせて精いっぱいゴミの減量化には努めてまいりたいと思います。

それから，今後矢掛町を考える上で，ゴミを減らす方法を考えることはとても大切だと思っております。また，簡単などこから始めて，燃やせばゴミですけど再利用すれば資源となるように皆さんで取り組んでいければと思っております。今後とも力を合わせて町内のゴミを減らしていくようにやっていきたいと思っております。

以上で，私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（花川大志君） 続きまして，11番土田正雄君，お願いします。土田君。

○11番（土田正雄君） 議席11番の土田でございます。今回は2点の質問をさせていただきます。まず、1点目は有害鳥獣被害対策事業について。次に、2点目は重度心身障害者医療費助成の精神障がい者への適用について。この2点について質問させていただきます。

まず最初に、有害鳥獣被害対策事業について質問を行います。矢掛町内においても鳥獣被害が多く、農業生産意欲が無くなるほど深刻な問題になっております。今年の町政懇談会においても、有害鳥獣被害対策についての質問が、各地区で多く出たのではないのでしょうか。

収穫前に鳥獣被害に遭うと、農家にとっては本当に心が折れます。岡山県の侵入防止対策事業については、採択要件が受益面積がおおむね3ヘクタール以上。しかし、矢掛町では中山間ですので、2ヘクタール以上でございます。また、整備地区ごとの戸数が3戸以上であること。こういったことが決められております。

しかしながら、中山間地域において農地も点在しており、個人で一団地となっている農地も多く、県の補助事業が利用できない場合も出てきております。

そこで、補助要件を緩和し、町単独での補助制度を設けてはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 11番土田議員の有害鳥獣対策事業についての御質問について、産業観光課からお答えします。

御質問のあった岡山県の事業は、鳥獣被害に強い地域支援事業の侵入防止柵整備支援のことと思います。当該事業につきましては、要件整備地区ごとの受益戸数が3戸以上であること、受益面積がおおむね3ヘクタール以上であることなどが採択要件となります。なお、議員が御指摘のとおり、矢掛町は中山間地域等であるため、受益面積がおおむね2ヘクタール以上と緩和されています。

御承知のとおり、鳥獣害対策は捕獲と防護を一体的に取り組む必要があります。

矢掛町内には、100基以上の捕獲檻を、過去に補助事業などを活用して各集落に導入しております。また、捕獲についても、矢掛町鳥獣被害対策実施隊である駆除班や小田・宇内自治会班が捕獲に取り組み、今年度は、11月15日現在330頭のイノシシを捕獲・駆除しているところです。駆除班や小田・宇内自治会班で全ての檻の管理は出来ないため、各集落にある檻については、自分たちの農地を守るため各集落が管理を実施し、駆除班や小田・宇内自治会班と連携して捕獲・駆除を実施していただいているところです。

また、防護柵についても、個々では鳥獣害からの被害を守ることは難しく、費用対効果等も検討する中で、やはり集落で一体的に取り組む必要があります。

なお、他の市町から取組状況を聴取したところ、やはり個々への補助だけでは限界があり、被害件数も減らないため、集落での防護柵で守ることに転換しようかと検討しているといった意見も聞いております。

県内の各市町の農家と話をすることがありましたが、「補助ありきの鳥獣害対策では限界があり、自分たちの農地は自分たちで守ると個々個々の意識改革が必要です」と言われていました。

また、近隣の他県において、視察で行った際には、国の中山間地域等直接支払交付金制度を受けている集落の代表者とお話をする中で、各農地へ電気柵を配付したとも言われていました。

矢掛町では、町内各地区で国の中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金支払制度に取り組まれておられます。当該交付金を活用して、集落で防護柵設置に取り組むことも可能な制度であ

ります。特に、面積要件等もないので、対象地域で話し合いを実施し、取り組むことも御検討いただけたらと思います。

引き続き、議員も農業に造詣の深い地域のリーダーとして、率先して町内会の捕獲檻の管理運営にも一緒に取り組んでいただき、自治会・町内会が一体となり、猟友会駆除班や専門家とも連携を取りながら、イノシシが出にくい環境作りを進めていただくことにより被害減少と一緒に取り組んでいただけたらと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 先ほど担当課長から、個々では鳥獣害からの被害を守ることは難しく、集落で一体的に取り組む必要があるという回答がありました。

私の住んでる地域でも、集落の周囲をワイヤーメッシュで囲うなどの対策を行ってまいりました。しかしながら、集落を囲むようにワイヤーメッシュを設置しても集落内の道路を塞ぐことはできません。イノシシも道路を歩いてきます。その対策として、電気柵を道路沿いに設置する必要がある、私達の所も先ほどの「中山間地域で対応すればいい」という回答がありました。

実際やってるのは、中山間地域内にある農地をワイヤーメッシュしてるところを、更に電気柵する場合には、その中山間地域の組合のほうから半分出して、半分は農地の関係者の方に負担していただく。こういったことも何回か取り組んでおります。しかし、県のほうも同じ個所に二重に補助事業の活用はできないということですが、電気柵のワイヤーも何年も持ちません。しかし、発電のバッテリーを設置したような機器もそんなに長く持ちません。こういったことも、更新時期にはやはり考えていただく必要があると思います。

最終的には、今やっているのは、個人の人が負担して電気柵やトタンなどで自分のほ場を囲み、自分たちの農地は自分たちで守っております。

ただ、我々の耳にするのが隣の芝。「材料支給をしてくれて補助してくれるのに、なんで矢掛町はできないのか」と、そういった声も耳に入ってまいります。そういった中で、今後とも農家が継続して農業に専念できるように、ワイヤーメッシュ、電気柵、トタンなどに対しての補助制度について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 11番土田議員の有害鳥獣対策事業についての再質問について、お答えします。

今年10月補正におきまして、矢掛町農業資材等物価高騰対策事業を創設しており、新型コロナウイルス感染症等に伴う世界的な原油価格・物価高騰の影響により、生産資材、肥料、飼料などの価格高騰をはじめ、農業経営に係るコストが全体的に上昇し、農業者にとって非常に厳しい状況が続いているため、耕作意欲を失わずに営農を継続して取り組んでいただけるよう支援を実施しており、12月23日金曜日まで受け付けております。これは、当該事業を活用して防護柵を導入し、自己防衛に取り組んでいただくことの一助となればという思いで作りました。

さらに、今年度、矢掛町農業振興対策基金条例を創設します。その中で、侵入防止柵整備支援に対して集落の負担を軽減につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 町長のほうから、いろいろ農業振興対策についてのビジョンを展開していただいているように説明がありました。これについては、我々農家の方も非常に助かっておりますし、生産意欲を失わないように今後とも頑張りたいとは思っております。

しかしながら、多くの農家の方が困っていることを解決するためにいろいろな知恵を出していく。こういったことが町民が安心して暮らせるまちづくりを作ることができるのではないのでしょうか。

今後とも鳥獣被害対策を町民と一体となって進めることを求めまして、1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問を行います。矢掛町議会では、平成30年度に精神障がい者が精神科以外の医療機関に掛かった時でも、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所有者などの条件を満たせば、医療費の本人負担が1割となる、いわゆる重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障がい者を加えることについて、全会一致で採択され、あれから4年が経過いたしました。

県下でも単独での制度適用を決定し、既に実施している市町村も増えております。単町で実施すると、本人の医療費負担は3割から1割になりますが、自治体の負担はそれだけ増えます。

精神障がい者が身体・知的と同じスタートラインに立てるように、精神障害者1級について、単町でこの制度の対象とすることについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 11番土田議員の御質問、重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障がい者を加えることについて、福祉介護課からお答えいたします。

心身障害者医療費給付制度につきましては、岡山県心身障害者医療費公費負担制度補助金交付要綱に基づき、町での対象者を身体障害者手帳1、2級所持者、療育手帳A判定、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定の方としており、医療費負担は1割負担で、所得に応じ限度額が設定されています。

精神障がい者の方への医療費補助といたしましては、自立支援医療の給付があり、精神疾患をお持ちの方が治療のために必要とする医療を受けやすくするために、通院医療費の自己負担分を1割負担とするものです。また、65歳から74歳までの方で精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方は、申請により後期高齢者医療保険に早期加入することができ、医療費負担は1割となります。ただし、所得により2割負担、3割負担となる方もおられます。

いくらか条件はありますが、これらの制度を活用していただきたいと思います。

精神障害者1級の方を心身障害者医療費助成制度への適応をとのことでありますが、先程も申し上げましたとおり、精神障がい者の方は、県の補助金の対象者ではありません。財源の確保がないまま、単町のみでの実施は難しい状況でございます。

担当課といたしましては、助成対象となるよう県へ要請してまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 65歳から74歳までの方で精神障害者保健福祉手帳の1、2級を持っている人は、申請によって後期高齢者医療保険証を加入することができるという回答がございました。

しかし、障害者年金をもらってる人は、1級で月額約8万円。2級で約6万円でございます。

しかし、病気の特性のために忍耐力・持続性に欠けるために仕事が続かなかったり、就労することができず、ほとんど年金のみで生活している人が大半でございます。

しかし、岡山県では精神障害者1級は県の心身障害者医療費助成制度において補助対象とはなってお

りません。こういった状況を受けまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 11番土田議員の御質問、重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障がい者を加えることについて、お答えいたします。

先ほど、福祉介護課長が答弁いたしましたが、心身障害者医療費の受給資格者は、県の補助金交付要綱に基づいて定めており、精神障がい者は対象となっておりません。

矢掛町では、全ての人が相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指して、障害福祉施策を展開しています。精神障がい者の方にも、その個々の状況やニーズに応じた医療サービスが受けられ、重度心身障害者医療費の対象になるよう、私のほうからもしっかりと県へ要請してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 今後とも岡山県に対しまして、心身障害者医療費助成制度の改善に強く求めているだけだと思います。また、町民のみんなが平等に安心して暮らせるように、更なるまちづくりを求めて質問を終わります。

○議長（花川大志君） 続きまして、5番田中輝夫君、お願いいたします。田中君。

○5番（田中輝夫君） 議席5番、田中輝夫でございます。本日は、鳥インフルエンザ発生に対する防疫対策の現状についてと保育園での使用済オムツの対処、3歳児以上の主食の対応についての2点質問させていただきます。

まず、鳥インフルエンザ発生に対する防疫対策の現状についてでございますが、この質問は昨日の町長報告と重複するところがあるかもわかりませんが、質問させていただきます。

本年10月下旬から11月上旬にかけて、鳥インフルエンザが県内で発生しました。県と町は、発生後、直ちに鳥の移動搬出を制限し、鶏舎などに入出入りする車両の消毒を行うなど感染拡大防止の措置に当たっています。それは、今日も三谷コミュニティでも続いており、昼夜感染消毒活動に従事されております皆様並びに町担当職員の方の御労苦に敬意を表します。

鳥インフルエンザは、感染した鳥と濃密な接触等があった場合を除き、人には感染しないと言われていますが、鳥インフルエンザが発生すると発生農家にとどまらず、周辺地域に影響を及ぼします。食生活においては、鶏卵や鶏肉の需要は大きく、日本の食生活や食文化を担う上でも非常に重要です。

そこで、今回発生した鳥インフルエンザの発生状況及び防疫対策の現状についてお尋ねします。また併せて、町長には鳥インフルエンザは今後も発生する可能性が十分考えられますので、食品への安全及び町内の養鶏業者への防疫対応はどのように考えているのか、本町の見解をお尋ねします。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 5番田中議員の鳥インフルエンザ発生に対する防疫対策の現状についての第1点目の御質問について、産業観光課からお答えします。

昨日の町長からの報告がありましたが、令和4年10月28日1例目、11月4日2例目に加え、さらに、11月11日3例目が岡山県内倉敷市において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。なお、現在は、3か所全ての農場の殺処分、殺処分鶏の焼却、埋却、汚染物品の処理、農場内の全ての消毒が11月13日13時30分に完了しております。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴いまして、岡山県知事を本部長とする岡山県高病原性鳥

インフルエンザ対策本部会議が計4回開催されております。またその後、岡山県備中県民局では、備中県民局長を本部長とする備中県民局高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部員会議が計4回開催されております。そして、これらの会議を受け、矢掛町では、山岡町長を本部長とする矢掛町家畜伝染病等対策本部会議を計4回開催しております。町の対策本部会議では、鳥インフルエンザの発生状況と岡山県及び矢掛町の防疫措置について報告、協議をしました。なお、発生農場周辺への感染拡大を防止すること、移動制限区域の外側、搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するため、発生農場周辺半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近に消毒ポイントを岡山県が24時間対応で設置するものです。

第1例目は、倉敷市1か所、総社市1か所、矢掛町2か所の計4か所が設置されました。第2例目、第3例目では、11月4日に倉敷市が1か所、11月6日に浅口市が追加され、計6か所になりました。

矢掛町内には、県の要請により10月28日から、矢掛町B&G海洋センターと三谷コミュニティーセンター前消防器庫駐車場の2か所で消毒ポイントが設置されました。なお、当該消毒ポイントにつきましては、岡山県建設業協会矢掛支部の御協力により、岡山県が設置・運営しています。

なお、矢掛町B&G海洋センターは12月3日20時で閉鎖され、三谷コミュニティーセンター前につきましては、12月9日24時までの設置予定です。

発生農場への防疫作業の従事者は、岡山県、倉敷市を含む6市2町、農政局、JAグループ、延べ8,330人及び自衛隊延べ2,200人でした。また、矢掛町の対応でございますが、岡山県の要請により、町内2か所の消毒ポイントに延べ47人が従事し、また、鳥インフルエンザの発生農場へは延べ69人の職員が派遣対応いたしました。

現状については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 5番田中議員の鳥インフルエンザ発生に対する防疫対策の現状について、お答えいたします。

まず、食品の安全についてですが、岡山県もホームページで、“感染した家きん肉及び卵が市場に出回ることではなく、また、その肉、卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていない。”と風評被害の防止について記載されており、町もホームページと有線放送で周知を行っております。また、内閣府食品安全委員会では、我が国の現状において、家きん肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

なお、町内の養鶏業者の防疫措置等につきましては、岡山県井笠家畜保健衛生所から直接指導していただくこととなります。また、町は、県と連携して協力対応しております。

今後も、鳥インフルエンザ発生に対する防疫対策につきましては、岡山県の指導に基づき、平素から研修、啓発等も含め、県の関係連絡会議等により情報共有を図っていきたいと考えております。鳥インフルエンザ発生の際には、岡山県の指示の下、関係機関の御協力もいただきながら、しっかりと対応をまいります。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。町長、担当課長から回答していただき、今回の鳥インフルエンザは、もう現在では全て完了しているということがわかりました。

鳥インフルエンザは、人への感染はほとんどしないと言われていますが、鶏卵や鶏肉などの食生活の

安心安全に影響を及ぼすのではないかなどの風評被害が考えられますので、お尋ねしました。

町内の養鶏農家は少なくなったとはいえ、地元地区内には何万羽というふうな養鶏をしている農家がありますので、今後発生した場合も被害を最小限に抑えるように、県や関係機関と連携して早期終息に努めていただきたいことを述べ、この質問は終わります。

次に、保育園での使用済オムツの対処と3歳児以上の主食の対応についてお聞きします。

町内の保育園・認定保育園では、使用済オムツは保護者が持ち帰ることで実施されていますが、家庭への持ち帰りは不衛生という声が全国的に広がっており、園で処分する自治体と保護者に持って帰ってもらう自治体が約半々となっています。現在、ウイルス感染防止が叫ばれている社会の中で、衛生管理の観点及び保護者・保育士の負担軽減の観点から、園で処理するのが良いのではないかと考えられます。

保護者が持参したビニール袋に保育士は、園児一人が多い時には1日5、6回ぐらいオムツを替えることがあると聞いています。それを毎回保育士は、個人別に確認して間違わないように個人の袋に入れる労力を伴っています。

使用済オムツの持ち帰りはどのような理由があって行われているのか。保育士と保護者の負担軽減を考え、オムツの処理に掛かる費用を町負担で行うのが良いと思いますが、執行部の見解をお伺いします。

また2点目として、保育園では3歳児未満には国から補助があり完全給食が実施されていますが、3歳児以上の園児には完全給食が定められていないため、主食——御飯は親が家で用意をして持って行かせなければなりません。御飯を持って行っても食べる時には冷たくなると食べない子も出てくるのではないかと懸念しております。

これも改善の余地があると思います、主食も町負担とする考えはないのか。執行部の見解をお伺いします。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 5番田中議員の御質問にお答えいたします。御質問は、保育園・認定こども園の運営の改善についての御提案ということで、ありがとうございます。

御質問の1点目、使用済オムツの持ち帰りはどのような理由で行われているのか。園で廃棄し、処理費用を町負担とするなど本町の見解ということでございますが、まず、使用済のオムツを保護者が持ち帰る理由につきましては、子どもたちの健康状態を保護者自身に確認していただくためでございます。

園では、子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるように努めております。感染症などの疑いがある場合には、保護者に説明をし医療機関を受診していただくなど病気の早期治療につながるよう努めており、保護者にも子どもたちの健康状態にふだんから気を配っていただくことが必要でございますので、そうした取組の一環としてオムツの持ち帰りをお願いしております。

次に、オムツを園で廃棄し、処理費用を町負担とすることについての見解でございますが、オムツを町で廃棄する場合、4園で年間10トン以上の可燃ゴミが新たに発生いたします。処理費用としては、保管庫を整備するお金や収集運搬費の追加などで、当初110万円程度が必要になります。なお、これらの費用につきましては保育料には含まれていない費用でございますので、条例の規定では保護者に負担を求めるのが原則でございます。

しかし、議員の御質問の中でも御指摘ございましたように、オムツの持ち帰りは、ノロウイルスなど感染症予防の面で衛生面での課題がございます。また、持ち帰りを無くすことで保護者の負担も軽くなり、同時に保育士の負担も軽減できるというメリットもございますので、オムツの持ち帰りにつきまし

ては、費用負担の課題はございますが、廃止に向けた検討を進めたいと考えております。

次に、2点目の3歳以上の園児の主食を園で準備する考えについての健康子育て課の方針ということですが、保育園や認定こども園の給食につきましては、3歳未満と3歳以上で扱いが異なっております。これは、議員さんにも御指摘いただきました。3歳未満の園児は主食・副食とも園で調理をし、提供しておりますが、3歳以上の園児には、おかずの副食のみを提供しており、主食である御飯は持参していただいております。なお、御飯は預かった時には園のほうで保温をして、温かい状態を保っています。

こうした違いは国の制度にございまして、国は、3歳未満の園児の保育料には給食費が含まれるというふうにしており、一方で3歳以上の園児の保育料には含まれていないとしています。こういうことがあるため、3歳以上では主食のほうは持参していただきまして、副食は園で提供しておりますが、月4,500円の食材料費をいただいております。

このような現在の制度の中で、新たに3歳以上の園児に園で主食の提供を行うとした場合には、課題が2つございます。1つ目の課題は、調理や配膳の問題です。現在、主食の提供を行っている園児は約120名程度ですが、3歳以上に提供を拡大することとなる場合には、追加で280人程度の計400人となりますので、現在の3倍以上の量ということになります。こうしたことから、お米の保管場所、調理スペース、調理器具などの課題のほかにも調理や配膳にあたる人員の課題がございます。

また、2つ目の課題として、保護者の費用負担がございまして、主食を提供する場合、国の基準でいいますと月3,000円程度の費用を保護者に新たに御負担をいただくことということになります。

以上のことから、園で主食を提供することにつきましては、保護者の負担軽減などのメリットもございますが、現場の負担や保護者の費用負担増などのデメリットもございますので、その両方を考える必要があります。

健康子育て課といたしましては、今後、保護者会などの要望を踏まえて検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） はい、回答いただきました。

その回答の中でも少し苦しい答弁だったというふうなことを感じておりますが、やはり紙オムツにしても、家に持って帰ってもらって健康確認というふうなことでありますが、なかなか見る親はいないというふうに思います。そういうふうなことでも担当課としても答えなければいけないというふうなことでの回答であったとは十分理解しております。

そういうふうな中で、使用済紙オムツの持ち帰りについては、廃止に向けた検討を進めていくとの回答でした。ありがとうございます。

参考ですが、紙オムツは素材として、良質なパルプ樹脂高分子吸収材から構成されており、現在は焼却処理されておりますが、先ほど同僚議員からも研修先のことで話が出てましたが、大分県の大木町や大分市では、専門業者に再生資源として出し、再生したパルプは建築資材、プラスチックと樹脂は固形燃料、それから汚泥は土壌改良剤として再利用されているようです。

私も岡山県ではそんなのがないかというふうなことで、再資源化している会社はないかというふうなことで探してましたが、現在はちょっと見当たりませんでした。私の探し方が悪かったのだとは思いますが、もし、岡山県下でそのような業者ができれば再利用すればいいというふうに思っております。

それと、3歳児以上の主食についての回答もありました。調理スペースや調理器具、配膳に従事する

人員の課題などがあるというふうなことで説明がありました。このことは重々わかりました。

児童福祉法で定められた最低基準に3歳児以上の主食は含まれていないためでありまして、3歳未満と3歳以上で主食のある無しがわかれるのはなぜか。まあ、わかりません。これは国の法律ですから仕方がありませんが、だから町で補助できないかと思い、保護者の負担軽減のための質問でした。

ただし、保護者の中では、「私は子どもが2人通園しているんです。一人の子どもが御飯をたくさん食べるから多く持って行く。それから、下の子はあまり食べないから、少ししか持って行かせない。」そういうふうな保護者の方も聞いております。どちらが良いのかわかりませんが、主食の持参については、現状で良いのか、一部負担してでも主食持参無しのほうが良いのか。保護者の方に調査してもらえればと思います。先ほど、担当課長の説明でも、調査をしたいというふうなことを言われましたのでよろしくをお願いします。

それと別件ですが、昨日、厚生労働大臣から静岡県裾野市の私立保育園での事件を受けて、全国自治体に保育園の調査を行うよう指示があったらしいですが、本町ではそのようなことがないと思っております。このことも担当課長と、大臣が言う前に、担当課長は調査したいというふうなことを聞いておりましたので、実施していただきたいというふうに思っております。

これで今回の私の質問は全て終わります。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 続きまして、8番石井信行君お願いします。石井君。

○8番（石井信行君） 議席番号8番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目、農業用水路の補修について、お尋ねをします。農業用水路は農業用水だけではなくて、治水の面や、それから水道水の保全にも大きく貢献しているのではないかと私は思っています。この用水路の維持管理は地元や行政で営々と行われてきました。しかし、この地元の用水組合では、高齢や後継者不足で随分疲弊してきていると思っています。矢掛町の農家戸数は、20年前1,257戸が、今は510戸。6割近くの減少になっています。

用水組合の維持管理能力も大きく低下してきておりまして、この国の制度や、それから県の補助、それから町の補助で助けていただきながら用水路の維持管理をしてきたわけですが、人的にも財政的にも用水路の保全が出来難くなっている部分がかなり増えてきています。

そこで、町と用水組合とが協力をして用水路の保全実態を調査して、補修の必要性や緊急性を考慮した上で計画を作って、用水路の維持管理を進めるべきではないかと考えますが、まず、担当課のお考えをお伺いします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 8番石井議員の御質問、農業用水路の補修について、建設課からお答えさせていただきます。

議員も御承知のように、農業用水路——用水路、排水路には、農地に農業用の水を導くもののほか、集落内の生活排水を下流の河川に流す役割を果たすものがあります。ほ場整備などによります農業基盤整備等で整備された農業用水路や明治時代以前からあった水路——一般的に青線とか申しますが、これを利用して、コンクリートや石積み等で整備した農業用水路もあれば、従前のまま素掘りの状況で利用されている農業用水路など、町内にはさまざまな形態の農業用水路が存在しております。これらの農業用水路には河川法や道路法が適応・準用されませんので、草刈りや清掃、泥上げなどの日常的な

維持管理は地元の皆様をお願いをして、各種団体や個人の皆様に実施していただいております。また、補修や修繕、整備などの地元要望に関しましては随時、内容を検討、精査し、町で対応させていただいているところでございます。

御提案の町と用水組合が協力して用水路の保全実態を調査し、補修等の計画を作成し、用水路の維持管理を推し進めるべきではないかとの事でございますが、本当に非常に先進的で発展的な御提案とは存じますが、実際に維持管理を実施されている用水組合や地元団体から御提案の要望について現状ではいただいております、また、補助事業等の財源もございません。

先ほど述べましたように、要望についてはその都度対応させていただいており、また、多面的機能支払交付金事業を活用し自主的な組織を立ち上げ、既に農業用水路を含めた施設の長寿命化計画を作成し、実施されている団体も町内には10団体ございます。

建設課といたしましては、このような自主的な共同活用こそが地域の活性化を図り、集落機能の維持、強化につながるとともに、担い手の負担軽減を後押しするものと考えており、今後も支援を力強く継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。お答えでは、さまざまな地域でこの先進的な取組が進んでいるということ。それから、要望にはその都度答えているということで、実際に私もいろいろお世話になっているんですが、気候変動の下で、4年前の豪雨災害の時にいろんな用水路を見て回ったんですが、日頃考えられないような事態があちこちで、用水路でも起こっていました。治水の役目や用水路、排水路の役目を果たせなくなる恐れがあるのではないかとということを懸念しております。

実態調査をお願いできたらということを重ねて指摘して、次の質問に移ります。

学校給食の無償化についてです。私どもの党が全国調査をして、小学校・中学校の給食費無償化している自治体がどれくらいあるか調べた結果、全国で256。小学校だけが6自治体、中学校だけの自治体で11ありました。岡山県内では、備前市が今年の4月から無償化を実施しております。

日本国憲法の26条に書かれている“義務教育は、これを無償とする”という文言を実際のかたちにする動きが少しずつ前に進んできております。

矢掛町では、医療費の無料化、それから幼児教育の無償化も進んでおります。子育てのしやすいまちとして、子育て世代の権利も増えております。これを更に推し進めるためにも、諸物価高騰の折、子育て世代の家計を応援するっていうためにも、学校給食の無償化をぜひとも実現してもらいたいと思います。

町長の英断を求めます。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） それでは、8番石井議員の学校給食の無償化について、お答えいたします。

学校給食に掛かる費用負担につきましては、学校給食法第11条でございますが、食材費は保護者負担、整備や運営費は自治体の負担と定められております。

現在、本町の学校給食費につきましては、小学校児童1人当たり1食275円、中学校生徒1人当たり1食315円の負担を保護者の方からいただいております。保護者の方々の負担額は、年間で申し上げますと総額5,500万円程度となります。この負担していただいております給食費は、100パーセント全額

お米やパンなどの主食、副食、牛乳などの購入に充てています。

ただし、要保護世帯については教育扶助費で、それから、準要保護——生活保護に準ずる世帯につきましては、就学援助費で学校給食費に相当する額を援助しております。

本来、学校給食は栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供する大変重要なものでございます。また、給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、さらには、地場産物の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有するものでございます。

学校給食費の御負担をお願いすることによりまして、このような学校給食の意義・役割を、保護者の皆さんに十分に認識いただくことが必要であると考えております。従いまして、学校給食費の無料化ということは考えておりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 8番石井議員の学校給食無償化について、お答えいたします。

先ほど、教育課長が答弁いたしました。給食費の無償化につきまして、無償化に伴い財源をいかに継続的に確保するかということが大きな課題になるかと思います。

矢掛町では、給食を含めた教育施策に積極的に取り組んでおります。入学祝い金、それから教育支援員の配置、教育ICT機器の導入、また、給食におきましては、今年度“やかげ元気給食”と称しまして、月1回ステーキ、フカヒレスープなど献立をいろいろと工夫し、給食費を値上げすることなく実施しております。

近隣の自治体では、無償化の動きはないと認識しておりますが、この物価高騰、燃料費の値上げなどにより、むしろ、来年度から給食費の値上げを検討している自治体もあるように聞いております。

給食費を無償化ということにつきましては財源的に非常に厳しいと認識しておりますが、来年度も今年度と同様、値上げをすることなく、いろいろと工夫をして楽しくて美味しいと思ってもらえるような学校給食を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 財政的な困難やそういうことで無償化はできないというお答えでしたが、備前市の場合をちょっと見てみますと、2017年に第二子の給食費から半額、第三子以降は無償というふうにして始まり、今年度から完全に無償化という形になっています。

矢掛町の場合もこのような、一度にできないとなれば方法はいろいろ考えられます。これらのことを考えながら子どもたちを支えていく、子育て世帯を支えていくということは、どうしても今、物価高騰の折に必要だと思います。ぜひ、再考をお願いして、次の質問に移ります。

国民健康保険税について、2点お尋ねします。子育て応援として、国保税の子どもの均等割を他市町村に続いて無くしてほしいと思います。必要額はいくらなのか、担当課にお尋ねします。

2点目は、国民健康保険税の税率据置きで、町民は長年恩恵を受けてきました。健康維持のためのさまざまな施策を講じていただいています。それと併せて、町民の自分たちの健康を維持しようとさまざまな努力も続けております。

矢掛町の長期にわたる国保税率の据置き。これを町民の生命健康を守るために、ぜひとも引き続いて、

貫き続けていただきたいと思います。町長の見解をお尋ねします。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 8番石井議員の御質問に健康子育て課からお答えいたします。今回の御質問は、国民健康保険制度について、子育て支援という観点から子育て家庭の経済的負担の軽減に関する御提言ということを含んだ御質問ということで、ありがとうございます。

まず、御質問の1点目ですが、国民健康保険税の子どもの均等割を無くす場合の必要額ということですが、今年度の国民健康保険税をベースにして試算をいたしましたところ、子どもの均等割を全額免除するためには約320万円程度が必要でございます。

18歳未満で均等割が賦課されている子どもさんは156人いらっしゃいますが、そのうち御家庭の所得の状況などにより一部減免となっている方が84人いらっしゃいます。この320万円という額は、一部減免を受けた後の均等割賦課額の合計でございます。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 8番石井議員の国民健康保険税について、お答えさせていただきます。

この件、すなわち未就学児の均等割保険税の軽減措置についてでございますが、今年のですね、7月25日付けで国のほうから通知が来ております。通知では、国保税の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、政令は条例が従うべき基準とされており、国保税を賦課する際、国の基準を超えて独自に減免することができない仕組みとしているということでございます。

また通知では、保険税減免の仕組みは相互扶助により運営される制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反とは言えないものの適切ではないと考えているとなっております。

以上のことから、子どもの均等割を一律に免除するということは、現在の国民健康保険制度の仕組みから適切とは言えず、現段階で町として実施することはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 国の通達で、法令違反、条例違反にならないようにということお答えでしたが、いま、政府がやろうとしていることは、とにかく福祉財源をとにかく減らすということで徹底して切り捨て、もう75歳以上の医療費、倍加されました。それから、介護の問題も切り下げられました。

そのようなことが今、次々に打ち出されています。その流れの中の一環としてのこの通達だと思うので、私はどうしても均等割というのを考えなくては国保が払えなくなるのではないかと、早島町の例を見ました。

早島町の場合は、中学生の子どもの均等割の2分の1、これを国の補助でやっております。小学校から18歳までの均等割の2分の1。これを町が賄っているという例もあります。

このように、町独自で考えてとにかく健康維持する。国保から、医療から、切り離されないような形でセーフティネットを守ることが、どうしても今求められていると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたい。据置きと、それから均等割の廃止をお願いして、4番目の質問に移ります。

ゴミの資源化についてですが、先ほど同僚の議員お2人から研修視察の話がありました。私も福岡県の大木町のゴミ処理場を研修視察させていただきました。その施設に触発されての質問になります。

運河地帯で下水道が引けないということも重なって、し尿処理を含めたゴミの資源化が徹底して行われておりました。先ほどもありましたように、ガスの発生によってそれを電力に変える。その電力を使って、ゴミの有機肥料化をする。建築資材化するということで、町の財政が年間で3000万円増収になっている。あるいは、ゴミ処理施設の雇用も現地での雇用が増えているということでした。もったいない宣言の町としても知られておりました。

これは今、地球温暖化対策として、本当に最良の策ではないかと思います。

矢掛町でも、住み続けられるふるさと、住み続けられる綺麗な地球を残したいっていう思いは、もう皆さん持っておられます。この世界の人々と全く同じだと思います。我がまちでも、ぜひ取組を進めてもらいたいものです。

町長の御見解を求めます。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 失礼いたします。8番石井議員の御質問でございます。質問要旨の中にですね、焼却場の新設に伴う負担増が懸念されるという質問要旨がございましたので、まず私、町民課から、焼却場の新設につきましてお答えさせていただきます。

この焼却場の新設に伴う負担でございますが、新ゴミ焼却場ではですね、広報やかげ9月号でお知らせさせていただきました。この新ゴミ焼却場でございますが、里庄町に大変な御理解をいただきまして、里庄町新庄地区に令和8年4月供用開始の予定で建設が始まっております。井笠圏内3市2町で構成する西部衛生施設組合が整備し、DBO方式である公設民営方式により整備、運営を行ってまいります。

この施設の負担は、施設の使用料でありますゴミの搬入量の割合が基礎となりまして、矢掛町の負担割合は約8パーセントと考えております。従いまして、町民の皆さんがゴミの分別と減量化を行い、搬入するゴミの量——重さになりますけれども、このゴミの量が少なくなれば矢掛町の負担は少なくなっております。

これまで、人口が減少しても家庭から排出される可燃ゴミは微増傾向でしたが、町民の皆さんの御協力によりまして、令和2年度、令和3年度と2年連続して大きく減少しており、町の財政負担軽減にもつながりました。今後とも、町民の皆さんには、ゴミの分別と資源化を行っていただくとともに、ゴミの減量化を目的とした補助事業を活用していただき、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 8番石井議員のゴミの資源化について、町民課長に続き、私のほうから答弁させていただきます。

石井議員の御質問にもございましたように、地球の将来を見据えゴミの減量化で大量消費、大量廃棄の生活スタイルを切り替える必要がございます。そういった意識を持つように、先ほどのいわゆる4Rですね。Refuse, Reduce, Reuse, Recycleという啓発活動、それから教育に取り組んでいかなければならないと思っております。

そうした中、矢掛町では町民と一緒に取り組んできたゴミの分別の徹底やゴミの資源化の施策等、長年取り組んできた成果がようやく実を結び、家庭から排出される可燃ゴミが、町民の皆さんのお力により、先ほどの答弁にございましたが、2年連続で大きく減少しております。町の財政負担軽減にも本当につながりました。この場をお借りして、町民の皆様には感謝を申し上げます。

先ほどの川上議員の御質問にもございましたが、10月の議会総務文教常任委員会の視察研修の御報告がございました。今月の19日には、この視察研修の報告というものをいただくことになっております。

また、私のほうは先日、地域脱炭素創生への挑戦・トップセミナーというものに参加いたしました。このセミナーでは、中国地方の自治体や金融機関による先進的な脱炭素への取組が紹介されました。

今後につきましては、ゴミの減量化はもちろん、脱炭素社会の実現に向けて町民・企業・行政が一体となった取組が重要となってまいります。こうした取組が雇用の創設にもつながることと思います。

今後も、視察研修やセミナーには参加して、そして、国や専門家の方々の意見をいただきながら、脱炭素社会の実現に向けて矢掛町として何ができるのか、調査・研究して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。何がこの矢掛町でできるのか検討したいということでした。

いま、町民課のほうからありましたように、町民の努力、町のほうからのさまざまな啓発によって町民もかなり努力をし、私も一生懸命、この何か捨てずに取っておける、あるいは、分別できるものはないかということであちこち見て回っておりますが、やっぱり町の働き掛け、町の啓発によって、町民の意識がだいぶ変わってきているのは間違いないと思います。

引き続いて、この矢掛町としては、このゴミの減量化、地球温暖化に対して何ができるのかということを実際に検討していただいて、ぜひ、大木町のような先進的な例に学びながら、ぜひ、このふるさとを守るのと地球を守るのと同じことだと思いますので、ぜひ、御検討をお願いして、次の質問に移ります。

5つ目、旧統一教会の関連団体の事業への支援・後援について、お尋ねをします。矢掛町は昨年、ピースロード2021in岡山・井原・矢掛・笠岡ルートという事業の後援をしておられました。後援申請と受領書を今、持っておりますが、この事業は今、社会問題になっている旧統一教会関連団体の事業であるということが明らかになりました。

県下でも各自治体で大きな問題になっております。笠岡では、この問題を巡って決算承認できないということにもなりました。

マインドコントロールによる霊感商法や高額寄附の強制、人権無視の集団結婚や養子縁組など教義を使って行っている反社会的な組織と関係した団体が行っている事業です。このような組織と関連した団体の事業を自治体に後援してもらうことで、自治体の名前を広告塔にして関連組織の活動や被害を広げる恐れがあります。即刻やめるべきではないかと思いますが、担当課にお尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 8番石井議員の旧統一教会関連団体の事業への後援について、お答えをさせていただきます。

御質問にございますように、令和3年7月20日付けで、ピースロード2021in岡山実行委員会という団体から後援申請が提出されました。事業の内容につきましては、自転車で各自治体を巡回し、世界平和を希求するものとなっております。この事業内容について、当時、後援に関する要綱に従って審査し、宗教・政治の行事ではなく、暴力団など排除の項目にも該当しないなどありまして、名義のみをお貸しする後援をしたという次第でございます。

今でこそ、ピースロード実行委員会が旧統一教会関連団体との認識が広がってございますけども、当時はまだ認知されておらず、書類を持参された方も統一教会だと名乗られたわけではないということもございました。

議員さんおっしゃいますように、今後については、後援申請の事業内容そのもの。それから、その背後にある組織団体まで調査し、慎重に審査してまいりたいと存じます。

今年度は、当該団体から後援申請を受けておりませんし、後援もいたしておりません。

最後に、矢掛町と旧統一教会並びにその関連団体とは、今後一切の関係を持たないということをお伝えいたしまして、回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。昨年の7月の時点ではよくわからなかったということですが、この矢掛町でも私の知る限り何人かの方が被害に遭われています。今も、3,000万円を超える献金をしながら、なお今も献金をしておられる被害者もおられます。これ、今も続いているということなんですね。

30年ぐらい経ってもマインドコントロールが解けないということで、マインドコントロールの元で、この教義に従って自発的にお金を出していくわけですから、自分の土地、自分の家を売ってでもお金を出していくことが教義に沿うことだというふうな形での献金が続いています。

いま、国会でもこれが法案として審議されています。この教団側に配慮義務というのが設けられていますが、これは抜け穴だらけで禁止項目にしなければ、この旧統一教会は抜け穴だらけでほくそ笑んでいると思います。これは、弁護士会のほうから話がありました。

町長にも担当課にお尋ねしたのと同じ質問をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。被害者の方にはこれは同情するわけですが、そのことではなくて、先ほどと同じ質問を町長にするということでございますね。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君） はい、わかりました。町長。

○町長（山岡 敦君） 失礼いたします。先ほど総務防災課長が答弁したとおりでございまして、今後、本町と統一教会並びにその関連団体とは一切関係を持たないと宣言し、答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 御回答いただきました。今後ともこういう問題にはお互いに気を付けていかなければならないと思ってます。国会の動きなども皆さん共々注視したいと思っております。

以上をもって、私の質問を全て終わります。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、11時5分まで休憩します。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、12番浅野毅君お願いします。浅野君。

○12番（浅野 毅君） 議席番号12番の浅野でございます。本日は3点3項目質問させていただきます。

1つ目は、みどりの食料システム戦略についてというのが1番目。2番目が、新しい博物館の設立について。それと、株式会社モンベルとの包括連携協定についての3点でございます。前の2つ、みどりの食料システムと博物館については、今後の話になるかと思えますので、そういう意味で質問させてもらっております。最後のモンベルについては、また、現状をお聞かせ願えればというシステムです。

まず第一、みどりの食料システム戦略についてでは、昨年5月、農水省が農林水産業の環境負荷低減と生産性向上の両立を目指す指針として、みどりの食料システム戦略を作成しております。これは、2050年までに二酸化炭素排出ゼロ、化学農薬の50パーセント削減、化学肥料の30パーセント削減、有機農業の耕地面積を25パーセントにするなどを掲げております。

2050年から20年前の2030年の目標も掲げておりますが、従来の農業スタイルとはかなり違いがあり理解が進まないとは思いますが、参考として一例を挙げますと、今年10月東京の中野で全国オーガニック給食フォーラムが開催されました。自治体の参加も多かったと聞いております。

当町としては、みどりの食料システム戦略についてどのように対応するか等、検討されていると思いますが、わかる範囲で現状をお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 12番浅野議員のみどりの食料システム戦略についての御質問について、産業観光課からお答えします。

国は、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。

2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や低リスク農薬への転換、化学農薬の使用量リスク換算を50パーセント低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30パーセントの低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25パーセント——100万ヘクタールに拡大等を目指しています。

具体的な取組といたしましては、1つ目として、調達として資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進。2つ目といたしまして、生産としてイノベーション等による持続的生産体制の構築。3つ目といたしまして、加工・流通として無理・無駄のない持続可能な加工・流通システムの確立。4つ目といたしまして、消費として環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進を目指しています。

岡山県では、令和4年7月に施行された環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、岡山県みどりの食料システム戦略基本計画——以下、計画と申し上げますが、岡山県と県内27市町村により共同計画として策定し、環境負荷低減に資するモデル的な取組の創出と事業活動の横展開を効果的に進めていくこととしており、現在その計画の素案をまとめています。

また、令和4年度に策定した矢掛町農業ビジョンにおいても、環境負荷を低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果が期待される環境にやさしい農業の推進をしています。

現在、岡山県がおかやまグリーン農業緊急推進事業を実施しています。肥料原料の主要輸出国である中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻による需給のひっ迫、急激な円安の進行等により肥料原料が高騰しており、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物の販売低迷も含め、農業経営への影響が懸念されています。

こうした情勢に対応するため、土壌診断に基づく適正な施肥や化学肥料低減への取組を定着させるとともに、肥料高騰に対して岡山県独自の補助を行い、農業経営の安定を図るために実施をしており、矢掛町でも申請希望者の事業説明会及び個別相談会を11月21日、22日の二日間にわたり実施したところ です。

また、矢掛町認定農業者協議会、化学肥料コストを2割低減するために、矢掛町の認定農業者が土壌診断に基づく適正な施肥に取り組むことができるよう土壌診断機器の整備を行うために申請を準備しているところ です。

さらに、国の肥料価格高騰対策事業について、岡山県では肥料価格高騰県補助事業として、国が定める化学肥料コスト低減の基準を上回る取組——国が2割低減、県は更に1割低減を想定の場合には、岡山県が肥料高騰分の1.5割相当の独自補助を実施しておりますのでお知らせします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） 再質問をさせていただきます。

いま、いろいろルール、体制といいますが、いろいろ御説明いただきまして、なかなか難しい総論的な、私の質問も総論的なものでしたし課長も全体的なお話で、その中で矢掛町としても化学肥料コスト2割削減、土地を診断するとかいろいろ検討されてるっていうことはよくわかりました。

その上で一つ質問させていただきますが、今後オーガニックビレッジ。これは、オーガニックの村と言いますかね。これ全国で、農水省が2025年までに100市町村を目標でやりましょうというようなことのように。これには、農水省の予算が付いておるようです。

そういうものを、オーガニックビレッジっていうものを推薦する上で、簡単にはいきませんが、当町としても推薦することになれば非常に参考になると思いますので、当町において矢掛町において、有機無農薬農業を現在行っている件数といえますか。そういうものがわかれば、非常になかなか難しいと思うんですが、教えていただければということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 12番浅野議員のみどりの食料システム戦略についての再質問について、産業観光課からお答えいたします。

岡山県では全国に先駆けて、昭和63年——1988年から有機無農薬農業に取り組み、国の有機JAS規格より更に厳しい独自の基準で認証しています。化学肥料や農薬、ただし、点滴を除きますが、を使わない。環境に優しいオンリーワン農業を一般社団法人岡山県農業開発研究所が岡山有機無農薬農業として、さらに、国の有機JAS認証を取得した上でより厳しい岡山県独自の基準で、岡山有機無農薬農産物として認証しております。

なお、岡山県備中県民局農畜産物生産課に照会し確認しましたところ、矢掛町内には、岡山有機無農薬農産物及び有機JASの認証を受けておられるほ場はないとのことでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） いま、矢掛町で先ほどのJASの認定を受けてるところはないというようなお話でございましたが、現実には大勢の皆さんが無農薬有機肥料でやってる方を私も存じ上げておりますし、皆さんそういう願望といいますか。やらないかなという気持ちはもうお有りだと思います。ただ、なかなか、草は生える、イノシシなんかいろんな問題で非常に難しいことだと思いますが、これも将来に向かって矢掛町の課題になるのかなと思いますんで、一生懸命研究して進めていきたい。それに御協力お願いしたいというようなことを含めて、終わりにします。

それから、2番目の新しい博物館の設立についてということでございますが、矢掛町にはやかげ郷土美術館があり、町民の期待に十分応えておられます。内容は主に、美術品の展示や収集・研究を行っております。

このたび、博物館法の一部の改正があり、これは令和4年4月施行でございますが、従来は博物館を社会教育施設と位置付けていましたが、このたびの改正で文化芸術基本法や令和元年の国際博物館会議・京都会議に示された文化をつなぐミュージアムというような理念に表されるように、博物館にはまち作りや国際交流、観光・産業、福祉、教育等の管理機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになりました。もちろん、従来の歴史・民俗・芸術・科学等の資料の収集・展示・研究は当然のことではあります。新しい矢掛の発展のために、あるいは内外に矢掛を発信するために、矢掛町の総合プロデューサーとしての私設博物館を検討したらと思いますが、見解を聞きます。

○議長（花川大志君） 教育長。

○教育長（山部英之君） 12番浅野議員の新しい博物館の設立について、教育課からお答えします。

矢掛町が培ってきた風土や歴史は、唯一無二のものであり、これらを総合的に分析し、把握し、これからのまちづくりに活用することは大変有意義なことだと考えております。また、令和4年度博物館法の改正で示された新しい博物館の設置や方針については、現在の矢掛町のまちづくりの方向性とも相違ないと感じております。

しかしながら、新しい博物館の設置となりますと、最もベースとなる歴史や文化財などについて、展示する資料の収集や解説のための調査研究が必要となりますが、残念ながら、昭和50年代後半の矢掛町史の刊行以来、矢掛の歴史や文化財に関するとりまとめができていないのが現状でございます。

矢掛町教育委員会としましては、矢掛宿の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのを契機に、令和3年度に文化財係を創設し、文化財の保存と活用を力を入れているところであります。現在、文化財のマスタープランである文化財保存活用地域計画策定に向けて研究を始めております。

議員御提言の新しい博物館はこの計画を具現化する中心施設になる可能性を含んでいますが、現時点では新たな施設の設置は難しいのではないかと考えられます。御指摘いただきました博物館法改正のポイントを基にしながら、やかげ郷土美術館の運営を工夫・改善し、また関係機関と連携・協力しながら、更なる魅力発信に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） いま、教育長のほうからいろいろお話いただきまして、理解はいたします。

で、私申し上げた、箱物を作れとかいうふうな意味ばかりではございませんのでね。今の現にある郷土美術館を改善といいますか、よりプラスアルファを付けていろいろやるということにも非常にかな

り効果があると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それから、最後の株式会社モンベルとの包括連携協定について。これは今年8月ですかね、矢掛町とモンベルが包括連携を結びました。モンベルは、アウトドア関連の大変大きな会社でございまして、多くの自治体、企業等とアウトドア関連を基軸に包括連携協定を提携しております。

モンベルと当町の今後の活動計画といいますか、あるいは、実績があれば教えていただければと思います。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 12番浅野議員の御質問、株式会社モンベルとの包括連携協定についての御質問に建設課からお答えさせていただきます。

株式会社モンベルは、昭和50年創業、日本で誕生した国内最大手のアウトドア総合メーカーでアウトドアスポーツ用品の企画、製造、販売を行う企業であり、本社は大阪市西区にあります。

包括連携協定の締結は、アウトドアを基軸とした株式会社モンベルの取組の一つでありまして、令和4年11月現在、全国116か所の地方自治体、企業、大学と協定を結んでおり、県内では、備前市、鏡野町に次いで矢掛町は3件目となります。包括協定の経緯といたしましては、山岡町長就任後、モンベル創業者辰野会長との面談を得て実現したものでございます。

協定の概要としては、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と町民生活の質の向上に資することとしておりまして、次の7つの事項について、連携・協力することとしております。まず1点目でございますが、自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること。2点目、子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること。3点目、自然体験の促進による健康増進に関すること。4点目、防災意識と災害対応力の向上に関すること。5点目、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること。6点目、農林水産業の活性化に関すること。7点目、高齢者・障がい者等の自然体験参加の促進に関することとございまして、町のさまざまな課題に対して共に取り組む内容でございます。

また、豊かな自然や地域資源を生かしたアウトドアアクティビティを振興するため、矢掛町アウトドアランドデザイン調査・策定業務について、令和4年10月に委託契約を締結しておりまして、専門的な知見からのアウトドアランドデザインの策定を進めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） いま、いろいろ御説明いただきました。それで、具体的にいうことは、これからアウトドアランドデザイン契約っていうんですか、それでお決めるということなんですが、大体大枠がわかれば、もう一度最初、先ほどの話がダブるかもしれませんが、大体どんな内容かわかれば教えてください。

○議長（花川大志君） 発言の内容はありますか。建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） はい。浅野議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、10月に委託契約を結んだばかりでございまして、専門的な知見のほうから、これからいろいろな御指導を基にですね、先ほどの7つの観点に基づいてやっていこうと思っておりますので、現在具体的にこうやっていくというものがあるものではございません。正しく、今後一緒に取り組んでまいるといふふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） ありがとうございます。よくわかりました。今後、今の7項目でいろいろ提携して、矢掛の発展にプラスになるようにひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 続きまして、7番小塚郁夫君お願いします。小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、矢掛町地域ふれ愛バス運行見直しについて、お伺いします。

平成24年4月から運行を開始しているふれ愛バスが、平成24年度は1万4,800人、平成25年度は1万4,200人の人が利用していましたが、令和3年度はコロナの影響もあると思いますが、利用者が5,023人と大幅に減少しています。

現在の運行方法は、運行日は週2回。午前・午後の美川線、矢掛三谷線、山田線、川面中川線、小田矢掛線の5路線を、ふれ愛バス3台で運行しています。

特に、令和3年度は、山田線557人、小田矢掛線702人と乗車人数が14人のふれ愛バスに一人か二人しかの乗車利用者しかいません。

最寄りの停留所が遠いとかもう少し時間帯が増えたらどうか、いろんな声もお聞きします。運行開始から10年が経ち、町民の皆様に幅広く御利用していただくためにも見直しが必要ではないでしょうか。十年一昔ということわざもあります。担当課の考えをお伺いします。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 7番小塚議員の御質問、ふれ愛バス運行見直しについて、福祉介護課からお答えいたします。

矢掛町地域福祉バス ―― 愛称ふれ愛バスでございますが、これは、福祉施策として高齢者等を対象に各地区を週2回運行し、買物や医療機関への通院等の移動手段としての役割を担っています。

利用者は年々減少し、今後の在り方について検討する必要があると考えています。

地域福祉バスは補助的な交通手段であり、民間の公共交通機関の適切な運行を妨げない範囲で無料運行を行っており、その運営については限界がございます。今後、利用者の利便性を追求していく中で新たな公共交通施策の導入も視野に入れ、検討する必要があると考えています。

前回9月議会でも答弁いたしましたが、今年度、地域公共交通に関するアンケート調査を企画財政課が実施しておりますので、企画財政課と連携しながら地域福祉バスの利用実態分析、町民ニーズの把握を行い、利用者の利便性を考慮しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 小塚君。

○7番（小塚郁夫君） アンケート調査を12月5日発送、12月23日回収予定で、多少の遅れはあると聞いています。

私も、アンケート調査は賛成です。介護保険と一緒にアンケート調査も65歳以上の方に出すと聞いています。一言、回答があるかないかを入れて発送していただきたい。これは、私の気持ちです。

回答を出した人で結果を知りたい人には返すようにしてもらいたい、結果を。難しいのであれば、アンケート結果の集計報告は広報やかげで実施してもらいたい。ホームページではなく、広報紙で実施してもらいたい。担当課の考えを再度お願いします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 7番小塚議員の再質問、アンケートの結果についてということですので企画財政課からお答えいたします。

アンケート結果については、どなたにでも閲覧していただけるように、まずホームページで公表する予定です。ただし、アンケートはそれ自体が目的ではなく、地域公共交通計画を策定するための材料という性格のものであるので、結果のみを公表するというやり方はせず、計画の公表に合わせて巻末に付け加えるという形で掲載する予定です。また、広報紙での公表は概要版という形になりますが、ホームページの場合と同様、地域公共交通計画の公表に合わせて行いたいと思っております。

ちなみに、このアンケートは65歳以上の要介護でない人が対象となっていますが、地域公共交通計画策定のためのそのほかの調査について、現状を述べさせていただきます。

まず、18歳から64歳までの町民から1,000人を抽出して行うアンケートは年内に発送予定でございます。また、民間交通事業者4社、関係行政機関に対しての聞き取り調査は既に実施済みです。さらに、井原鉄道、矢掛高校、民生委員児童委員等への聞き取り調査は今後実施していく予定となっています。

以上のように、多方面においての調査を実施している最中でございますので、結果の公表の方法や時期についても御理解いただきたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 小塚君。

○7番（小塚郁夫君） はい。見直しを実施していただきまして、ふれ愛バスの利便性が上がることを期待しておりますし、町民の皆様がやっぱり利用しやすいような方向に持って行っていただきたいなと思ってますのでよろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（花川大志君） 続きまして、3番福田京子君お願いいたします。福田君。

○3番（福田京子君） 議席番号3番、福田京子です。通告に従い、質問させていただきます。

井原線利用促進無料観光バスの運用について、もっと矢掛を知ってもらおう。賑わい創出による定住化促進の観点から、産業観光課の事業、また、DMOの事業により、交流人口の受入れ基盤などが町内各地に出来上がりつつあることを身をもって感じております。

本陣、脇本陣共に現存し、公開ができているのは日本中でここ矢掛町だけ。その事実は重伝建地区の指定を受けたことと同様、矢掛町の大きな魅力です。

それに加えて、リピーターを呼び込むことのできる四季の移ろいをふんだんに感じることでできる周辺地区の魅力をプラスしてアピールすることは、大変大切な施策になってくると考えます。

シビックプライドという言葉があります。つまり、特定の地域を愛し、誇りに思い、地域をより良くするために貢献をしよう。能動的に地域活性化につながる行動に関与しよう。そうした心意気ということです。正に、このシビックプライドに応えるのが、我がまち矢掛町だと確信いたします。

それを考えますと、今ある井原鉄道利用促進のための団体割引制度に加えての町独自の無料観光バスの事業は大変有効な施策であると思われます。地域の重要な公共交通である井原鉄道保持のための利用促進に加えて、自家用車等の交通手段ではなくて、来町してくださる方への誘客施策としても喜ばれております。

そこで、このようなバスの補助制度があることをより多くの人に知ってもらい、利用してもらい、より長い時間矢掛に滞在していただいて喜んでもらうためのより良い方法はないものかと考える次第です。

改めて、このバスについての設置目的や周知の方法など、主な概要をお尋ねいたします。また、新型コロナウイルスの影響もあるのだと思いますが、この要領ができた平成13年以降の、その中でも特に観光元年の宣言がなされた平成27年度時点以降の利用状況と実績、併せて教えていただきたいと思います。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 3番福田議員の御質問、井原線利用促進無料観光バスの運用についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、この制度は、井原線の利用促進及び矢掛町内の観光振興を図ることを目的に平成13年度から矢掛町が実施しているものです。

その対象者は、井原線を利用して矢掛町内を訪れる10名以上の矢掛町外団体観光客及び井原鉄道等の関係機関が井原線の利用促進及び矢掛町内観光振興を目的として実施するイベントの参加者としています。

そして、運行ルートは、矢掛駅を起点に水車の里フルーツピア、道の駅山陽道やかげ宿、本陣、商店街散策を基本とし、観光スポットのエリアやニーズに合わせて7つのコースを設定しています。なお、当該バスの使用料金は無料ですが、使用される日の10日前までに矢掛町の産業観光課へ申請書を提出し、使用の許可を受けていただくこととしています。

また、周知方法についてですが、町公式観光ホームページ“やかげ観光ネット”に、この制度の目的、対象者、内容、コース、使用申請書様式等を掲載し、利用促進を図っています。

次に、平成27年度からの使用実績でございますが、各年度ごとの件数、人数を御説明いたします。平成27年度は8件で207人、平成28年度は8件で183人、平成29年度は6件で140人、平成30年度は0でした。無しでした。令和元年度は3件で92人、令和2年度は無しで、令和3年度は1件で10人ございました。

近年は平成30年の豪雨災害やその後の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、利用が少ない状況となっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 福田君。

○3番（福田京子君） 大変丁寧に詳しくお答えいただきました。

無料バスの目的等、この事業は正に有益な事業だと思います。町外の人に向けての発信はホームページ等活発になされていることは承知しております。申請書を提出すれば事足りますので、容易で、大変有り難い事業であります。

しかしながら利用件数は低調であり、減少気味のようにもあります。それは、残念ながらこの事業を知っている人がまだまだ少ないからではないかと思われます。ホームページとかSNSと言われるソーシャルネットワーキングサービス。簡単に申しますと、ネットでの交流。そういうものに疎い高齢者等にとって、矢掛訪問も前提にしているチラシ等紙媒体も有効なのではないでしょうかと思われます。

また、出掛けたい気持ちはあるのに、目的地がまだ定まっていない。そんな人に喜んでもらえる情報提供の方法としても良いのではないかと考えております。いかがでしょうか。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） はい。3番福田議員の再質問について、お答えをいたします。先ほど紙媒体でということ御提案いただきましたので、紙媒体につきましても今後検討して進めてまいりた

いと思います。広く普及啓発をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 福田君。

○3番（福田京子君） 前向きな御回答をいただきました。

この井原線利用促進の割引に加えての無料観光バス事業を町内の人にも周知させてもらえば、町民一人ひとりも我がまち矢掛。先ほど申しましたシビックプライド。つまり、地域の魅力に気付き、愛着がわき、次第に地元に対して貢献したい。地域作りに参加したい。そう思う気持ちを醸成させることでしよう。

それが口コミでの紹介を通して、井原線利用に加えてのバス利用につながれば、井原線利用促進という当初の目的にも合致するものではないでしょうか。その際の利用対象者は、町外の団体と限定されていますので、町民は該当いたしません。つまり、現状では、御招待あるいは紹介をした町民は乗せてもらえません。利用者だけではなく、いわゆるガイド的な立場として、利用者としてではなくて、きちんとその立場を扱ってくださることを望むものです。御紹介するからには同乗してガイドするのは当然ではなかろうかと考えます。

また、将来的には観光ボランティアの会の方々にも応援をいただき、活動を拡大していただければと構想が膨らむ思いでございます。折角の事業を最大限に活用したいものです。

以上をもちまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日8日の木曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、8日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでした。散会。

午前11時47分 散会

令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和4年12月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午前 9時56分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総 合 政 策 監	安 部 正 和
総 務 防 災 課 長	堀 賢 一	企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之
総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第63号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 6 4 号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 5 号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 矢掛町農業振興対策基金条例制定について
- 日程第 2 議案第 7 1 号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第 7 2 号 字の区域及び名称変更について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 町道の路線廃止について
- 議案第 7 4 号 町道の路線認定について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 7 6 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 7 号 令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 8 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 9 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 0 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 1 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 8 2 号 令和 4 年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 各常任委員会視察報告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。7日の会議に引き続き、御苦労さまです。
本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 議案第63号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第64号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第65号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
議案第66号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第67号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第68号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について  
議案第69号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について  
議案第70号 矢掛町農業振興対策基金条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第63号から議案第70号までについてを一括議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。11番土田君。

**○11番（土田正雄君）** 3点あるんですが、1点ずつ質問させていただきます。

まず最初に、議案第66号の矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について。これは具体的には小田球場を示しているものと思います。この小田球場というのは、町内の林業に従事される方が勤務後に運動するということで、ナイター設備も設けてやっております。事業のほうも、農林水産省の森林構造改善事業で建設したというふうに聞いております。

そういう経緯がある中で、町内に住んでる人、町外に住んでる人で利用料金体系を設けるのではなく、町内に住んでる人、そして、町内企業に勤務している人、こういったものは、やはり町内料金としてすべきじゃないかと思います。これが1点と、もう1点は、現場でそういったものをチェックするとなると、これ大変な現場の苦労があると思います。

この辺を具体的にどうされるのか。2点お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** では、土田議員の御質問に対しまして、教育課からお答えをいたします。

まず、社会体育施設である小田球場に関する町内料金のあり方ということだろうというふうに思います。これにつきましては、いま、土田町議がおっしゃったように小田球場が開設された時の趣旨というのは、私も存じ上げております。確か、突貫工事で自衛隊が来てしたというふうなのも小さい頃に覚えております。

いま、申し上げましたように、そういう状況でありながら、小田球場の直近の使用状況というのがですね、企業が利用者というのは、ここ4、5年で、令和3年の企業が一社のみ。企業名を申し上げていいのかどうかかわからないですけど、名水美人さんが1件ございます。

ほかの利用状況というのを申し上げますと、令和3年度までは町内の軟式野球チーム、1チーム。それから、令和3年度までは野球が練習して試合をして、令和4年度からはしてない。で、逆にグラウンドゴルフのチームが令和3年度からは使用している。あとは、矢掛中学校や矢掛高校の軟式野球部が小田球場を利用させていただいてるというふうになります。

あとは、硬式の町外のチームが全て使っておられるということで、昨日の提案理由の説明でも申し上げましたが、企業さんの利用というのが、もうここ数年1件のみということでございます。問い合わせもないというふうに聞いておりますので、その趣旨はよくわかりますが、現状に即して対応したということでございます。

それから、町内の半数以上が町内料金という、そのチェック体制をどうするのかということでございます。これ先日、運動公園の芝すべりゲレンデで町内町外をもうそういうのを無くすというふうなことを申し上げたと思います。これは、実は町内町外の確認のために、免許証を確認するとかというふうなことを厳密にされておりました。これが非常に確かに煩雑になりますし、実は利用者の方からも多少の苦情はあったというふうに認識しております。ですので、これにつきましては、ちょっと利用される方のお手数は掛けるんですけれども、使用者名簿というか、使われる方のお名前と住所。これに関して住所の確認ということは、もう性善説というかその確認をするところまでは思っておりません。免許証を提示しろとか、住民票を出してくださいとかというつもりはございません。もう書かれたものは、もう全て本当だというふうに思っておりますので、そういうチェック体制で半数以上であるか等の確認を今、私どもでは考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 運動公園の芝すべりゲレンデの町内に住んでいる証明を巡ってのトラブルがあったというのは、私も聞いております。

そういった中で、あえて、備考の中に使用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内在住者とするという項目が他の二つの条例にも、新たに今回加えられておりました。

これについて確認をしないということですが、今までは町内の人が使用の申請をして、実際には町外のチームが使ったという、そういう不正行為があったというのも私も聞いております。

それであれば、こういった表現をするのではなくて、例えば町内の団体が使用する場合、当然正式な試合であるとか練習試合であるとか、そういった時に町内の団体が管理運営することがわかっているのであれば、やはり町内料金とすべきではないかと思います。というのも、やはり観光元年をうたって町外から多く来ていただこうという中で、やはり地元の団体も交流人口を増やそうとしてスポーツの大会とかもいろいろ工夫して開催しております。そういった時に、やはり町内料金でやって、足並みを合わせて交流人口を増やすというのがいいんじゃないかと思います。

このそういった意味で、町内の団体が管理運営する場合に町内料金とすることについてのお考えをお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい、それでは教育課からお答えいたします。

今の御質問につきまして、議案第66号、67号、68号も含めまして、これは、まず内部協議をいたしまして、8月に海洋センターの運営委員会の中で施設使用料の改定の検討を提案しております。

出席議員は教育委員さん、それから小学校長、それからスポーツ推進委員、体育協会、スポ少、水泳講師、それから健康子育て課、福祉介護課のほうからも出席していただきまして、説明を申し上げております。この中で、使用料も含めまして使用料の検討をワーキンググループというか、しようということで、体協の理事長、スポ少の委員長、それからスポ少の理事長、それからB & Gの職員が集まって素案作りをしております。

その後、また、内部協議を経まして11月に体育施設の使用に係る運用等の改正ということで、体協、スポ少の関係者の方に集まっていただきまして、御説明をいたしました。

確かに、この半数以上ということについて御意見がございました。つまり、対外試合をする時に、自分のチームが10名、向こうから30名も来ると。じゃあ、町外料金なのかという御意見が確かにございました。ございましたが、やはり、その使用料につきましては受益者負担というのが、やはり原則があると思います。つまり、町民の方は税金を納めていただいていると。町外の方につきましてはそうではないと。ですから、町内町外の差を設けるということが基本にあるというのは、これはもう原則だと思っておりますので、そういう説明をしまして、その時はかなり御意見が出ました。確かに出たんですけれども、最終的にはそういう御説明を申し上げまして、納得して了承していただいたという経緯がございます。

ですから、この備考欄の表現につきましては、やはり半数以上というふうなことでいこうというふうにしております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 66号についての質疑は終わります。

**○議長（花川大志君）** はい。66号につきましては、これ以上の質疑は、付託審査で深堀をさせていただきたいと思います。ただし、11番議員はこの付託審査に参加できない蓋然性があるので、本会議場で今の答弁を求めたものでございます。なお、委員会以外の者も議員は傍聴できますので、付託審査を傍聴するなり、あるいは、本会議の討論でしっかりとこの審議を尽くしていただきたいと思います。

そのほか、質疑はございませんか。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 67号については先ほどの説明の中で若干触れられてましたので、68号について、質疑を行いたいと思います。

3つの条例を含めての説明が入り混じっていたようなので、簡単に申しますと、そういう取り扱いをするのは先ほどの運用の面であると思います。そういった中で、子育て世代の子どもが利用している運動公園。芝滑りも含めて、遊具も含めて、多目的グラウンドも含めて、かなりの子どもが毎週土曜日・日曜日は大勢来ております。そういった中で、料金が周辺と比べて安いから上げるという感覚はどうかと思うんですけども、ナイターの使用料等については、昨今電気料も上がっております。これはもう上げるべきだと私も思いますし、町外の料金は当然、町内と比べて2倍でも3倍でも上げるべきだと思います。というのが、やはり基本的には町民の方の使っていただく施設でございます。それで町民が使わない空いた時間であれば、町外の人に使っていただければいいと私も思っております。

ただそういった中で、芝のグラウンドは、毎日7時間も8時間を使うと、やはり芝生が傷みます。そういった意味で町外の団体には、例えば1か月間何十時間という使用制限を設けている所もあります。これは、管理上当然のことだと思います。

ただ、使用料金を上げると、どうしても子育て世代の父兄の方に負担が掛かると思います。そういった中で、周辺より安いから上げるというのが理解されるのかどうか、少し懸念があります。

そういった中で、それに対応するには減免とか免除とかいう考え方となってまいります。こういった免除減免について、例えばスポーツ少年団の活動で使う場合にはどうかという、そういうお考えを教育長にお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 執行部の答弁を求めます。教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** ただいま、教育長ということでございますが、私からお答えをさせていただきます。まず1点目の、周辺に比べて安いからということではございません。先日申し上げましたように、当初この施設を知っていただくと、認知していただくということで、安価に設定しているということが一点でございます。それから、子育て利用者のためにというふうな案件でございますが、海洋センターと例えば総合運動公園の、まず、目的が違います。センターにつきましては、住民の体力向上、それから健康の保持・推進、青少年の健全育成ということが目的でございます。それから運動公園は、もうこれは、議員がよく御存じだと思いますが、都市住民全般の休息ということですから、矢掛町民というふうに捉えられます。観賞、散歩、遊戯、運動等を総合的な利用に供するというところでございます。

これについては、例えば多目的グラウンドの芝、この維持費というのはもう相当掛かります。ですから、ここにつきましては、例えばスポ少の方が利用する場合でも利用料をいただいております。

海洋センターの場合は、スポ少はもう一切無料ということになっております。

それから、減免制度云々というふうなことにしましては、全額減免、それから50パーセント減免、20パーセント減免というふうなのがございます。例えば、全額減免ということであれば、例えば町、それから教育委員会の機関が使用するとか、町内のこども園・小学校・中学校が保育教育の目的で使用する時とか、それから矢掛スポーツクラブが主催する大会、それから体協の専門部・スポ少の団体が行うイベントとか、そういう場合は全額あるいは50パーセント減免となります。それから体の不自由な方とか、65歳以上の高齢の方、それから県立の矢高、それから小北中とかは50パーセント減免ということ、私どもの内規で定めております。

これに該当する場合には当然、減免制度を利用していただければ結構でございますが、やはり受益者負担ということで、総合運動公園につきましては、町民の方にも利用料をいただいているというふうなことで、まず、目的が違うということで使用料を頂戴するというふうな考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 受益者がそれ相応の負担をする。これは、当然のことだとは思いますが。ただ、交流人口を増やすという目的に対して町としてどういったことができるのかということも含めて、どうしたらいいのかなというふうなことも私も常に考えております。

例えば津山市なんかでは、町外のチームが町内に宿泊した場合には1人当たり1,000円の補助が出るとかそういった制度も聞いております。やはり、基本的には外から来ていただいて、矢掛を知っていただく。これが目的でもありますし、町外の人と交流を深める。そして、矢掛を知っていただく。これも大会等の目的ではないかと思えます。

そういった意味も含めて、いろいろ子育て世代の保護者の方に負担が低くなるようなこともこれから

検討していただく必要があるのかとも思います。そういったことをお願いして、私の質問は終わります。

**○議長（花川大志君）** そのほか、質疑はございませんか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号から議案第70号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第63号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第65号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第66号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、また、議案第69号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、議案第70号、矢掛町農業振興対策基金条例制定については、産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第71号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について

○議長（花川大志君） 日程第2、議案第71号を議題とします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第71号につきましては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号、矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第72号 字の区域及び名称変更について

**○議長（花川大志君）** 日程第3、議案第72号を議題といたします。

これも既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第72号については、原案のとおり決するこ

とに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、字の区域及び名称変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第73号 町道の路線廃止について

議案第74号 町道の路線認定について

○議長（花川大志君） 日程第4、議案第73号及び議案第74号を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第73号及び議案第74号は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号、町道の路線廃止について及び議案第74号、町道の路線認定については、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第75号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第76号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第77号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第79号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

議案第80号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和4年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 議案第75号から議案第82号までを一括議題といたします。

これも既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第75号から議案第82号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第75号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第76号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について、議案第77号、令和4年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第78号、令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第79号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、議案第80号、令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第81号、令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第82号、令和4年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 各常任委員会視察報告

○議長（花川大志君） 日程第6、各常任委員会視察報告を行います。

本件につきましては、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会及び広報広聴常任委員会から報告書が提出され、お手許へ配付のとおりであります。各自御検討の上、執行部、議会共々、今後の行政施策の参考にしていただければと思います。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 本日予定しておりました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は14日の水曜日、午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、14日の水曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が、次の日程で開催されます。9日金曜日、午前9時30分から産業福祉常任委員会が、また、午前10時30分から総務文教常任委員会がそれぞれ議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が12日の月曜日、午前9時30分から3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前 9時56分 散会

令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和4年12月14日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（閉会） 午前10時25分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総 合 政 策 監	安 部 正 和
総 務 防 災 課 長	堀 賢 一	企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士
企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘	企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案の撤回について

日程第2 委員長報告 議案第63号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例制定について

議案第 6 4 号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 5 号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 9 号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 0 号 矢掛町農業振興対策基金条例制定について

議案第 7 1 号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について

議案第 7 5 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 7 6 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 7 号 令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 7 8 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 7 9 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 0 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 1 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 2 号 令和 4 年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 3 議案第 8 3 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 8 4 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。今月8日の本会議に引き続き御苦労さまです。

現在、コロナ陽性者増加傾向が本日の天候同様、強い風となって吹き荒れていますが、このような時にこそ落ち着いて冷静に対処することが肝要と考え、町民全員でこの難局を乗り越えましょう。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案の撤回について

○議長（花川大志君） 日程第1、議案の撤回についてを議題といたします。

執行部より議案の撤回理由についての説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案の撤回について、御説明申し上げます。

令和4年12月6日に提出いたしました議案第66号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について及び議案第68号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての3議案につきまして撤回をしたいので、矢掛町議会会議規則第20条の規定に基づきまして、議会の許可を求めるものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 失礼いたします。それでは、議案の撤回について説明をさせていただきます。

この議案第66号から68号までの3議案につきましては、社会体育施設等の料金の使用料金の改定議案。主に料金を上げるという議案でございます。

この議案につきましては、先般の総務文教常任委員会において付託案件でありますこの3議案、審査をいただきました。その際に、委員の皆様から本当にさまざまな御意見をいただきました。そうした意見も踏まえまして、この際、議案の撤回をお願いをさせていただいて、再度御意見をいただく。また、説明をさせていただく。そういった場を設けまして、しっかりと議論していく中で、再検討をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（花川大志君） 町長及び副町長からの議案の撤回についての説明が終わりました。

お諮りいたします。議案の撤回については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案の撤回については、これを許可することに決定いたしました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 日程第2、議案第63号から議案第65号までと議案第69号から議案第71号まで及び議案第75号から議案第82号までを一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る8日の本会議において各常任委員会へ審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文

教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず，総務文教常任委員長，浅野 毅君，お願いいたします。浅野君。

**〇12番（浅野 毅君）** それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

去る12月8日本会議において付託を受けました，議案第63号，矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第64号，矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第65号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての3議案の審査のため，9日総務文教常任委員会を開催し，全委員出席のもと，副町長，教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。

質疑の詳細につきましては会議録を参照願うこととしまして，審査概要と結果について御報告いたします。

まず，議案第63号，矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，現在の条例には別表の記載がないが今回の改正で新規で表を加えるということかとの質疑応答がありましたが，特に内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了解いたしました。

次に，議案第64号，矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，「今回の賃上げは人事院勧告によるものとの説明だったが，物価高騰によるものではないと思う。労働者のモチベーションを上げるために，今の経済状況に合わせ，行政がリードしたら」「給料表に独自部分はあるか」等の質疑応答がありましたが，審査の結果，全会一致で了解いたしました。

次に，議案第65号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての審査では，「コンビニエンスストアへの発行手数料は含まれているのか」「コンビニでの交付について，住民票，印鑑証明書以外の証明書の交付を検討しているか」「マイナンバーカード取得により，どのようなサービスに結び付くか」「将来ビジョンが必要ではないか」等の質疑応答がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了解いたしました。

以上が，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がございましたら，他の委員に補足をお願いすることといたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**〇議長（花川大志君）** 続いて，産業福祉常任委員長，原田秀史君お願いいたします。原田君。

**〇6番（原田秀史君）** それでは，産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る12月8日の本会議におきまして，本委員会に付託を受けました，議案第69号及び議案第70号の2議案の審査のため，12月9日に産業福祉常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長以下，関係職員から説明を聴取しながら，慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくこととし，その審査概要と結果について御報告いたします。

まず，議案第69号，矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定についての審査では，期間の延長を令和6年度までの2年間に設定した理由及び令和7年度以降についての対応，また，財源の確保についての質疑応答がありましたが，内容に対する異議はなく，全会一致で了解いたしました。

次に，議案第70号，矢掛町農業振興対策基金条例制定についての審査では，制度設計及び制度の有

効活用について、また、基金の原資運用に関する質疑等々がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査の内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告といたします。

**○議長（花川大志君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。田中君。

**○５番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

１２月８日の本会議において付託を受けました、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者指定案件１件と令和４年度矢掛町各会計補正予算案件８件について、一昨日１２日の午前９時３０分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、総合政策監ほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

まず、指定管理について、議案第７１号、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、一般会計と特別会計の補正予算について、議案第７５号、令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）については、定住促進助成金制度の上限額アップの継続の有無、都市再生整備の旧土産物売り場解体・駐車場整備費、道路維持費の仁井屋橋撤去測量設計委託料等について質疑応答を行い、今後業務委託経費削減等の励行を要望しました。審査の結果、異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了といたしました。

議案第７６号、令和４年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてと議案第７７号、令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に企業会計補正予算でございますが、議案第７８号、令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第７９号、令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）については、実施計画の差引収支で材料費・光熱費の高騰等により赤字計画となっている内容及び今後の対応についての質疑応答を行い、今後も安心・安全利用の業務遂行を要望しました。審査の結果、異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了といたしました。

議案第８０号、令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）については、宅内漏水があった場合のチェック体制について質疑応答を行いました。審査の結果、異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了といたしました。

議案第８１号、令和４年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）については、実施計画の差引収支で赤字計上となっている内容及び今後の運営について質疑応答を行いました。審査の結果、異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了といたしました。

議案第８２号、令和４年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第１号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。なお、執行部におかれま

しては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第63号から議案第65号までと、議案第69号及び議案第70号の条例の一部改正・制定案件5件、議案第71号の指定管理者の指定案件1件、議案第75号から議案第82号までの補正予算案件8件について、委員長報告はこれを可とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第63号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第65号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第69号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、議案第70号、矢掛町農業振興対策基金条例制定について、議案第71号、矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について、議案第75号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第76号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号、令和4年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第78号、令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第79号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、議案第80号、令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第81号、令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第82号、令和4年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、町長より、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての条例改正案件1件及び令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についての補正予算案1件、計2件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。この後、10時から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、町長より、議案第83号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第84号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についての追加議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第83号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（花川大志君） 日程第3、議案第83号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第83号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和5年3月31日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細な内容の説明を求めます。健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） それでは、議案第83号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

“矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年矢掛町条例第13号）の一部を次のとおり改正する。附則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。”

今回の改正は、これまでも3か月ごとに延長してまいりました国民健康保険の被保険者に支給されます傷病手当金の適用期間を更に3か月延長して令和5年3月31日までとするものでございます。

この傷病手当金は、国民健康保険の被保険者であって新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われることによって勤務ができず、給与等の収入がなくなった方への支援を目的に支給することとしております。なお、これまでに1件申請がございまして、決定をしております。最後に、この条例の施行期日につきましては公布の日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりまし

た。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第83号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第84号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第4、議案第84号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第84号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は1,000万円の増額で、補正後の予算総額は9億7,200万円となります。内容といたしましては、12月2日に成立した国の2次補正予算を受けまして、出産・子育てに対する経済的支援として、妊娠届出後に5万円、出生届出後に5万円、計10万円の給付を新たに開始するための所要の経費を計上し、少しでも早く対象の方にお届けできるよう、本議会に追加で上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第84号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

説明は予算書の事項別明細書で行いますので、8ページ、9ページをお開きください。まず、歳出でございます。4款衛生費、目9の、出産・子育て包括支援事業費で、補正額は984万5,000円でございます。

内訳については、まず9ページに説明がありますが、一番下の出産・子育て応援給付金975万円について、説明させていただきます。制度については、町長の提案理由にもございましたように、妊娠届出後と出生届出後にそれぞれ5万円支給するものでございます。

内容は、まず本年4月1日から来年3月31日まで、つまり、本年度——令和4年度中に出産について、予定も含めて70人を見込みました。妊娠届出が前の年——令和3年度であっても出産が本年度であれば5万円ずつ計10万円を支給するもので、70人に対して10万円でトータル700万円の給

付になります。

また、妊娠届出は今年度だけど、出産は令和5年度の予定という見込み55人に対しては、妊娠後の5万円、55人掛ける5万円で計275万円を見込んでいます。この275万円と先ほどの700万円を合わせて合計975万円をこの給付金として計上いたします。

上に戻って、事務費として、時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費合わせて9万5,000円を計上いたしております。

そして、最後に予備費15万5,000円で調整いたします。

歳入については、一枚戻っていただき、6ページ、7ページをお開きください。この事業の財源構成は、国3分の2、県・町がそれぞれ6分の1となります。上から、町の負担としての6分の1と予備費に充てる一般財源合わせて普通交付税179万7,000円、国庫補助金は事業費の3分の2で656万3,000円、最後に県補助金は6分の1で164万円、歳入総額1,000万円を計上させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第84号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第84号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第7回矢掛町議会第4回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、第7回矢掛町議会第4回定例会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年第7回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算などのほか、本日追加提案をさせていただきました条例の一部改正及び一般会計補正予算の2議案を含め、慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、現在矢掛町では、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響が長期化している中、さまざまな物価が高騰する中で、町民皆様の生活を支援するため、矢掛町生活応援商品券を全世帯に配布いたしております。11月末時点での商品券の使用率は81パーセントでございます。この商品券の使用期限がですね、12月31日までとなっておりますので、ぜひ、期間内にお使いいただければというふうに願っております。

また、農業をされている方につきましても、資材や肥料などの価格が高騰して非常に厳しい状況が続いていると思います。耕作意欲を失わずに取り組んでいただけますよう、その一助として矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金の交付を行っております。12月6日時点での予算執行率が約50パーセントでございます。この申請期限は12月23日金曜日でございます。ですので、また申請がお済でない方は、ぜひ手続きを行っていただければなというふうに思っております。

そして、今後のことでございますが、本格的に来年度の予算編成に着手いたしますが、国や県の方針などの情報収集に努め、そして、地道な行政運営を行いながら、町民の皆様のニーズに配慮した施策をこれから検討してまいります。議員の皆様方におかれましては、引き続き、御理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、今年も残すところあと半月となりましたが、年の瀬を控えまして、何かとあわただしい折でございます。どうぞ、皆様におかれましては、十分に御自愛いただきまして、皆様おそろいで輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念を申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後10時40分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には議会全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時25分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員